

# 第1章 新市のすがた

## 1. 新市の概要

### (1) 位置と地勢

新市は、兵庫県の中東部に位置し、北は氷上郡と京都府の天田郡、東は京都府の船井郡、西は西脇市と加東郡、南は三田市と川辺郡にそれぞれ接しており、歴史と伝統の都市京都市、関西経済圏の中心都市大阪市、兵庫県の県庁所在地神戸市から40～50km圏内にあって、JR福知山線、近畿自動車道敦賀線、国道173、176、372号が走り、兵庫県の内陸地域として、自然環境の豊かな生活、文化圏域である。

また、地勢については南方に連担する山並み、これと平行して、篠山北方の多紀連山山地が東走し、平坦部は、こうした山々に囲まれて広がっており、その中央部を加古川水系篠山川が西流し、それとは別に北へ由良川、南へ武庫川が流れている。市街地及び集落は主としてこの平坦部に形成されている。

一方、山間部は、篠山盆地といわれるだけあって四方が山に囲まれ、全面積の7割を占めている。

### (2) 気候

新市の気候は、冬季は日本海からの寒波の影響も加わり、寒気は比較的厳しく、夏は高湿で概して内陸的気候と言える。また、秋から冬にかけて盆地特有の濃霧の発生を見る地域である。

### (3) 面積

新市は、東西30km、南北20kmの長方形で、広さは377.61km<sup>2</sup>（神戸市に次いで県下第2位）、兵庫県域の約4.5%を占めている。

地目別（建設省国土地理院平成7年10月1日現在）にみると農地48.8km<sup>2</sup>、宅地8.36km<sup>2</sup>、山林207.63km<sup>2</sup>となっており、自然環境の豊かな地域である。

### (4) 人口と世帯

平成7年の国勢調査によると4町の総人口は44,752人で、平成2年国勢調査の41,802人に対して約7%増加しており、平成9年6月末の住民基本台帳人口では46,691人と平成2年国勢調査人口に比較して12%程度伸びている。

平成11年3月末現在の住民基本台帳人口は、47,037人（総人口47,419人）（県内88市町中18位）、住民基本台帳世帯数は、14,523世帯（総世帯数14,751世帯）である。

表-1 人口と世帯数の推移

	(単位：人：世帯)					
区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	43,428	42,026	41,685	41,144	41,802	44,752
一般世帯	10,623	10,826	11,216	11,323	11,809	13,130
1世帯当りの人員	4.09	3.88	3.72	3.63	3.54	3.41

昭和45年の一般世帯は普通世帯数

(出典：国勢調査)

表-2 年齢三階層別人口

(単位：人：%)

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	43,428 (100.0)	42,026 (100.0)	41,685 (100.0)	41,144 (100.0)	41,802 (100.0)	44,752 (100.0)
年少人口 0～14歳	9,454 (21.8)	8,440 (20.1)	8,144 (19.5)	7,989 (19.4)	7,690 (18.4)	7,593 (17.0)
生産年齢人口 15～64歳	28,398 (65.4)	27,389 (65.2)	26,671 (64.0)	25,793 (62.7)	25,816 (61.8)	27,138 (60.6)
老年人口 65歳～	5,576 (12.8)	6,197 (14.7)	6,870 (16.5)	7,362 (17.9)	8,290 (19.8)	10,021 (22.4)

(出典：国勢調査)

表-3 産業別就業者数人口

(単位：人：%)

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
就業者	23,826 (100.0)	23,108 (100.0)	22,655 (100.0)	21,810 (100.0)	22,244 (100.0)	23,717 (100.0)
第1次産業	9,982 (41.9)	8,103 (35.1)	6,014 (26.5)	4,900 (22.5)	4,193 (18.9)	4,038 (17.0)
第2次産業	5,502 (23.1)	5,847 (25.3)	6,865 (30.3)	7,221 (33.1)	7,608 (34.2)	7,743 (32.6)
第3次産業	8,335 (35.0)	9,098 (39.4)	9,776 (43.2)	9,689 (44.4)	10,443 (46.9)	11,876 (50.1)
分類不能	7 (0.0)	60 (0.3)				60 (0.3)

(出典：国勢調査)

## 2. 篠山町・西紀町・丹南町及び今田町の沿革

### (1) 篠山町

篠山町は兵庫県の中東部、多紀郡の東部に位置し、東西20km、南北14kmで総面積は187.46km<sup>2</sup>であり、県内市町第5位の広さを有している。東は京都府園部町・丹波町及び瑞穂町に接し、南は大阪府能勢町並びに兵庫県三田市と境をなし、西・北部は多紀郡丹南町及び同西紀町に接する。

篠山町は、慶長14年(1609)徳川家康の命により築城された篠山城下に広がり、その名は築城の礎となった丘陵「笹山」に由来している。築城後は6万石の城下町として、丹波地方の政治・経済・文化の拠点となり繁栄をきわめた。

明治22年、市制町村制(明治21年法律第1号)の施行に伴い、篠山町、八上村、畑村、城北村、岡野村、日置村、雲部村、福住村、村雲村及び大芋村が誕生した。その後、明治25年には、日置村から後川村が分立した。

戦後の篠山町の合併の歴史は、昭和30年4月10日に、日置村、後川村及び雲部村の3村が合併して旧城東村(昭和35年1月1日町制へ移行)となり、同15日には福住村、村雲村及び大芋村の3村が合併して旧多紀村(昭和35年1月1日町制へ移行)が発足、また、同20日に篠山町、八上村、畑村、城北村及び岡野村の5ヵ町村が合併して旧篠山町が設置された。さらに、昭和50年3月28日には、篠山町、城東町及び多紀町の3町が合併し、篠山町となった。

### (2) 西紀町

西紀町は兵庫県の中東部、多紀郡の西北に位置し、東西6km、南北17kmで総面積は54.42km<sup>2</sup>を有している。細長い帯状の地形をなし東は篠山町に、西は氷上郡春日町に、南は丹南町に、北は京都府三和町及び瑞穂町と接している。

明治22年市制町村制(明治21年法律第1号)の施行に伴い、南河内村、北河内村及び草山村が誕生した。

戦後の西紀町の合併の歴史は、昭和30年に風俗・習慣・人情などの生活条件の類似性と地理的条件の

共通性をもって南河内村、北河内村及び草山村が合併し、西北村として発足したが、同日付で西紀村と改称、その後昭和35年1月1日から町制施行し、西紀町となった。

西紀町では、過去人口減少に悩まされ、昭和45年に過疎法（当時、過疎地域対策緊急措置法。現在は過疎地域活性化特別措置法。）に基づく過疎地域の指定を受け、以来、過疎対策に積極的に取り組んできた。現在、丹波地方で唯一、過疎指定を受けている町であるが、生活基盤の整備や交通条件の改善等により、近年は人口増加に転じていた。

### （３）丹南町

丹南町は兵庫県の中東部、多紀郡の西南に位置し、東西9.8km、南北13.3kmで総面積は83.74km<sup>2</sup>を有している。東は篠山町、西は今田町及び氷上郡山南町に、南は三田市に、北は西紀町、氷上郡柏原町及び春日町にそれぞれ接している。

明治22年、市制町村制（明治21年法律第1号）の施行に伴い、大山村、味間村、城南村及び古市村が誕生した。その後、昭和30年4月、大山村、味間村、城南村及び古市村の4ヵ村が合併して丹南町が誕生した。

町内に5つの鉄道の駅と高速道路（近畿自動車道敦賀線）のインターチェンジを有する交通至便な地域であることから、近年、大規模な住宅団地が整備され、人口は大幅に増加している。平成9年3月のJR福知山線篠山口駅以南の複線化に伴い、輸送力の増加や高速交通網を利用した物流の拠点として、今後大きな発展が予想される地域である。

### （４）今田町

今田町は、兵庫県の中東部、多紀郡の南西に位置し、東は丹南町に、西は西脇市と加東郡社町に、南は三田市に、北は氷上郡山南町と接し、東西7.4km、南北12.5km、総面積51.99km<sup>2</sup>で四方を山々に囲まれた山間の町である。加古川の支流の東条川、四斗谷川がそれぞれ町を南北に流れ、その源となっている。伝統産業である丹波立杭焼は、瀬戸、常滑、信楽、備前及び越前焼とともに日本六古窯に数えられ、その発祥は平安時代末期と伝えられており、長い歴史と伝統を継承して今日に至った。

明治22年、市制町村制（明治21年法律第1号）の施行に伴い、篠山藩時代からの「今田組」をもととして、今田村が誕生。以後、昭和28年町村合併促進法により郡内で19ヶ町村が6ヶ町村に再編成されたが、今田村はいずれとも合併せず、昭和35年4月1日に町制を施行し、今田町となる。多紀郡で唯一、過去に合併を経験せず、独自の町域を守っていた。

## 第2章 合併の経緯

### 1. 合併の背景

多紀郡は、古くから地理的、歴史的に一体感が強く、特に近世には篠山藩の城下として、政治及び経済面において、強固なつながりをもっていた。

明治以降、多紀郡の町村の変遷は、明治22年、市制町村制（明治21年法律第1号）の施行に伴い、多紀郡内に1町17ヶ村が誕生し、明治25年には、日置村から後川村が分立して1町18ヶ村となった。

昭和30年、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）により、従前の1町18ヶ村から、篠山町、城東村、多紀村、西北村（同日付けで西紀村と名称変更）、丹南町及び今田村の2町4村が誕生し、昭和35年には町制施行により6町となる。

昭和50年には、将来を見通した中で東部3町（篠山町、城東町及び多紀町）が合併して、篠山町が誕生し、多紀郡は4町となる。

多紀郡はこの様にして常に一体化の方向で合併を繰り返してきたが、近年多様化する住民の行政需要は、単独自治体として対応するには限界があり、さらに住民生活に直結した多くの課題を抱えていたことも合併の大きな理由であった。

### 2. 合併機運の盛衰

今回の合併に至るまでに多紀郡全域合併を目指した合併協議は、過去5回行われた。第1回（昭和33年）の合併協議においては、市制促進協議会を設置し、人口3万人で市制が認められる特例により市制移行を目指した協議がされたが、調整できず多紀郡の北東部の篠山町及び3カ村（西紀村、多紀村及び城東村）の合併を目指したが、県の意向は郡の2分は好ましくないと言うことで立ち消え、協議は不成立に終わった。

第2回（昭和35年）は、合併・市制問題を再度協議する為、多紀郡市制研究会を結成し、協議を進め、市の名称を「篠山市」としたが、合意が得られず多紀郡市制研究会は解散した。

第3回（昭和41年）は、地方自治法に基づく協議会を設置して協議を重ねたが、財政問題で合意が得られなかった。

その後、第4回（昭和45年）は、各町議会、総代会などで合同合併研究会をつくり推進につとめたが、広域行政事業の整備が急務として合併が見送られた。

第5回（昭和48年）は、多紀郡教育事務組合議会から合併が必要との意見書が出され、研究したが庁舎位置、財産問題等難航して昭和49年に多紀郡一部事務組合教育委員会も解散した。

昭和50年3月28日、多紀郡東部の篠山町、城東町及び多紀町の3町が合併をして、篠山町となった。

このように5回もの合併論議がなされたが合意には至らなかった。しかし、多紀郡では各町住民生活にかかわる共通の課題については、昭和43年から広域事業として取り組んでいた。

### 3. 合併に向けた動き

#### (1) 多紀郡広域行政事務組合

近年、多様化する住民の行政需要の増大は、単独自治体として対応するには限界があり、広域行政として昭和43年に多紀郡一部事務組合を設立し、昭和59年に多紀郡広域行政事務組合に変更して取り組んできた。

- ア し尿処理業務（昭和43年10月1日業務開始）
- イ ゴミ処理業務（昭和47年2月10日業務開始）
- ウ 消防業務（昭和53年3月1日業務開始）
- エ 農業共済業務（平成元年2月9日業務開始）

## （2）広域行政の課題

広域行政では、住民生活に身近な事業を取り組んできたが、行政需要は益々増加の一途をたどっており次のような多くの重要な課題解決に迫られていた。

- ア JR福知山線新三田篠山口間の複線化（平成9年4月1日完成目途）におけるレール事業及び駅前周辺整備事業
- イ 国立病院の廃止又は委譲（兵庫医科大学篠山分院）の問題
- ウ 広域斎場建設問題
- エ 水資源対策問題（13,000トン/日～16,000トン/日が不足する）
- オ 清掃センター施設の改修事業（近代設備の導入）

## （3）地方分権

我が国では、これまで経験したことのない高齢、少子化社会を迎えており、これらに的確に対応するためにも地方自治体の財政基盤の強化が重要な課題となっていた。

一方、社会経済に関わる環境の変化の中で、住民に身近な政治は地方自治体が主体的に行うべきであるという地方分権の潮流のなか、機関委任事務の廃止等地方分権推進委員会の勧告がなされるなど、自治体のより一層の行政能力の向上が求められていた。

こうしたなかで、地方自治体が地方分権の担い手として質の高い行政サービスを提供していくためには、合併によって行財政基盤の強化と自治能力の向上が必要であった。

また、住民生活に直結した都市基盤や都市機能（環境、福祉、教育、医療、交通）等の整備を図る為にも、4町の行政が一体となって効率的な行財政運営に努め、より充実したきめ細かな住民サービスが出来る適正な規模と行財政能力を持った自治体を築いていく必要があった。

## 4. 議会からの提言

### （1）多紀郡議会議員研修会（平成4年8月28日）

多紀郡議長会、多紀郡町村会主催の多紀郡議会議員研修会が開催され、多紀郡の現状と課題、更に地方分権について、当時の町村会長であった新家町長が問題提起を行い、議会としても合併問題に取り組む必要があるとの結論に達した。

ア 多紀郡が抱える諸課題については、個別で対応するより合併をして取り組むことが必要である。

イ 地方分権の受け皿として合併することが必要である。

この様に、議会側から合併の必要性について提起されたことは、全国的に見てもあまり例のないことであり、後に合併協議が比較的スムーズに進んだ大きな理由の1つである。

### （2）郡内町長、議長合同会議（平成5年8月19日）

郡内町長、議長合同会議が開催され、昨年の多紀郡議会議員研修会で郡合併問題が話題になったことから、初めて町長会、議長会で6度目の郡合併問題が議題となる。議長会としては、郡合併問題は町長会と足並みをそろえて推進すべきであると積極的であった。しかし、町長会は過去5回の合併に失敗し

た経過から慎重論が主流であった。会議のなかでは「昭和50年に東部3町が合併した。今度は、西部3町がまとめるべきである。」との意見が出た。協議の結果、9月定例議会に各町で「合併研究会」の設置等一定の方針決定を申し合わせた。

(3) 多紀郡議会議員研修会(平成5年10月6日)

直接合併についてのテーマは設定されていないが、分科会の「広域行政のあり方」の中で多紀郡4町は合併すべきであるとの意見が多く出された。

(4) 多紀郡広域行政事務組合3月定例会(平成6年3月4日)

広域議会の中で、丹南町木村議長より合併について質問があり、杉本管理者は、「合併の話は、6回目であり行政からの提唱には、新しい調整が必要である。」と答弁があった。また、新家町村会長は、「5回目は、郡合併が失敗して東部3町合併で新「篠山町」となった。今回6回目は過去の失敗は繰り返さない。先ず西部3町で真剣に研究し、住民の盛り上がりを期待したい。」旨答弁した。

(5) 多紀郡議会議員研修会(平成6年8月5日)

議長会で研修会のテーマを協議するなかで、合併問題も含み「地方分権と広域行政」をテーマとすることになった。そして、分科会で合併問題について真剣な討議がなされた。

(6) 郡内町長、議長合同会議(平成6年8月19日)

多紀郡議会議員研修会における合併問題の討議結果について、各町議会と執行部を交えたなかでの各町の考え方を9月定例議会の会期中にまとめることとなり、当面、今後の方向等について多紀郡地域整備推進協議会のなかで協議検討することになった。9月定例議会開催中に各町議員協議会で合併について協議した。

(7) 郡内町長、議長合同会議(平成6年10月21日)

各町議会からの報告結果を受け、合併目標を福知山線複線化完成時期の平成9年4月1日として調査研究を進めていくことを各町議会に諮ることで合意した。

(8) 郡内町長、議長合同会議(平成6年12月13日)

合併について各町の協議結果の報告があったが、各町間で合併意識に多少の差があり、今後の取り組みとして、次の通り合意した。

ア 時代的要請からも合併の必要性は共通の認識としてある。

イ 合併の時期は、福知山線複線化の完成予定である平成9年4月1日を目途とする。

ウ 合併について住民の関心が高まるよう各町議会を始め、各町が主体的に合併に向けて研究・検討を重ねる。

エ 今までの各町の考え方のまとめとしては、合併すべきとの結論だが、総論賛成、各論消極的な面がうかがえる。

オ 各町議会議員選挙後、具体的に協議し、多紀郡地域整備推進協議会で調整する。

(9) 篠山町議会(平成7年10月)

合併について一般質問が出され新家町長が「11月の篠山町議会議員選挙で四町全ての議員が改選されるので、早急に町長・議長合同会議を開催し、各町毎に合併研究会を設置するか否かを協議する」旨

の答弁をおこなった。

(10) 町長会（平成7年11月29日）

各町毎に合併研究会を設置することで一致した。また、12月27日の広域議会全員協議会の場で各町の協議結果を報告することとなった。

(11) 郡議長会（平成7年12月7日）

各町毎に合併研究会を設置することについて協議し、協議の結果、各町毎に町長と協議の上、町長会の決定の方向で各町議会で協議することとなった。

(12) 広域議会全員協議会（平成7年12月27日）

各町議会から「合併研究会の設置については賛成する」旨の協議結果が報告され、各町連携を取りながら同一歩調で合併について研究を進めていくことが了解された。

(13) 郡議長会・議会事務局長会議（平成8年1月16日）

合併の推進と各町議会に合併研究会を設置することを確認。

(14) 町長・議長合同会議（平成8年2月7日）

協議の結果次の点が決定・確認された。

ア 合併することを目指した研究会とすることを確認

イ 各町議会において、2月中に研究会（執行部参画）を設置・発足させて、合併についての自主的な協議をする。

ウ 郡にも合併研究会を設置し、各町の連絡調整、協議をおこなう。この研究会の構成は当分の間、各町長並びに各町議会議長とし、第1回多紀郡合併研究会を3月4日（月）午後1時から開催する。

エ 3月4日の郡合併研究会では、各町研究会での協議の結果を持ち寄り、次の事項の協議に入る。

（ア）合併形式

（イ）合併後の町名

（ウ）合併期日

（エ）新庁舎の位置

（オ）財産の取扱い

(15) 各町議会に研究会設置

ア 2月22日 篠山町議員全員協議会で篠山町合併研究会の座長に降矢太刀雄副議長を決定

イ 2月28日 西紀町議員全員協議会で西紀町合併研究会の座長に細川春一副議長を決定

ウ 2月29日 今田町議員全員協議会で今田町合併研究会の座長に上月格男副議長を決定

エ 3月15日 丹南町議員全員協議会で丹南町合併研究会の座長に上田和夫副議長を決定

# 第3章 合併を目指して

## 1. 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併研究会の設置

(1) 第1回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併研究会(以下「多紀郡合併研究会」という。)

平成8年3月4日、第1回多紀郡合併研究会が開催され、協議の結果次の点が報告・決定された。

ア 2月7日の協議の結果を各町に持ち帰り、協議結果についてそれぞれ各町議長から報告する。

イ 町長、議長をもって組織してきた多紀郡合併研究会の構成員に、各町議会で設置されている研究会の座長(副議長)を加える。

ウ 本日の会議を第1回多紀郡合併研究会とし、第2回の会議を3月29日(金)午前9時30分から開催する。

エ 第2回の会議において、この会の会長及び副会長を決める。

オ 次回の会議から先に示している5項目(合併の方式、合併後の名称、合併の期日、新庁舎の位置、財産の取扱い)について、多紀郡合併研究会としての素案の策定に入る。

カ 次回までそれぞれ各町議会において協議を進め、さらに進んだ段階になるよう努力する。

キ この研究会の情報提供については、多紀郡町村会を窓口とする。



多紀郡合併研究会事務局の設置

(2) 第2回多紀郡合併研究会

平成8年3月29日、協議の結果次の点が報告・決定された。

ア 今回から各町議会の合併研究会座長を加え、12人の構成となり、オブザーバーとして酒井県会議員が出席した。

イ 研究会の会長、副会長の選任がおこなわれ、会長は町長から、副会長は議長からそれぞれ互選の結果、会長に新家茂夫町村会長、副会長に溝端太一議長会副会長が就任した。さらに、会長の指名により、事務局長として志儀芳夫町村会事務局長が就任した。

ウ 各町の座長、または議長から、3月4日の会議以降、各町議会合併研究会での協議結果について、報告の後、先に示している基本的5項目について協議の結果、次の通り決定した。

### 【基本的5項目】

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 1. 合併形式   | 各町とも対等合併とする。     |
| 2. 合併後の町名 | 「篠山」を入れた名称とする。   |
| 3. 合併期日   | 平成11年4月1日を目標とする。 |
| 4. 新庁舎の位置 | 篠山町役場とする。        |
| 5. 財産の取扱い | 財産等は全て持ち寄る。      |

- エ 合併機運を高めるため、将来構想や計画の策定を進める。
- オ 各町から中堅職員（係長級以上）の派遣を得て、早急にプロジェクトチームを組織し、将来構想や計画の策定にあたる。
- カ 第3回多紀郡合併研究会までに、各町の研究会において、本日の協議結果を確認する。
- キ 第3回多紀郡合併研究会を4月18日（木）午後1時30分から開催し、今後の進め方について協議する。

（3）第3回多紀郡合併研究会

平成8年4月18日、協議の結果次の点が報告・決定された。

- ア 前回の多紀郡合併研究会で決定された基本的5項目について、各町合併研究会座長から、基本的に了承された旨報告があった。
- イ 多紀郡合併研究会設置要綱（案）が承認された。
- ウ 各町は、合併の必要性について住民啓発を行うこととした。
- エ 各町助役、総務課長、企画課長及び研究会事務局長で組織する「幹事会」を早急に開催し、事務的な事項について協議する。
- オ 各町派遣のプロジェクトチームを編成し、事務所を多紀郡町村会（丹波杜氏酒造記念館）内に設置して、6月1日から合併に向けての事務を行う。
- カ 次回の研究会は、幹事会やプロジェクトチームによる事務の進捗状況を見ながら、6月中旬に開催する。

## ア 多紀郡合併研究会設置要綱

### (設置)

第1条 多紀郡4町(篠山町、西紀町、丹南町、今田町)の合併を推進するため、多紀郡合併研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 研究会は、合併について研究、協議を行うとともに、各町議会に設置されている合併研究会(以下「町研究会」という。)と緊密な連絡、調整を図りながら、合併を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 研究会は、多紀郡の町長、議長及び町研究会の座長をもって組織する。

### (役員)

第4条 研究会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

(3) 監事2名

2 会長は町長の互選、副会長は議長の互選で選任する。

3 監事は、会長、副会長以外の者の中から選出する。

### (役員職務)

第5条 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、各町から2名以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が行う。

### (関係職員等の出席)

第7条 研究会は、必要に応じて4町関係職員、または県職員等を会議に出席させ、説明、または助言を求めることができる。

### (幹事会)

第8条 研究会に幹事会を置く。

2 幹事会は、各町助役、総務課長、企画課長及び研究会事務局長をもって充てる。

3 幹事会は、会長の指示を受け、研究会に提案事項等必要な事項について協議または調整する。

4 幹事会に専門部会を置くことができる。

5 幹事会には、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

6 幹事会は、研究会事務局長が招集し、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

### (顧問)

第9条 研究会に顧問を置くことができる。

### (事務局)

第10条 研究会に事務局を置く。

2 事務局は、多紀郡町村会に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局職員若干名を置く。

4 事務局長は多紀郡町村会事務局長をもって充て、事務局職員は各町から派遣された職員及び多紀郡町村職員があたる。

5 この要綱に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 研究会に必要な経費は、4町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 経費の負担金割合は、多紀郡町村会負担割合とする。

3 研究会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わるものとする。

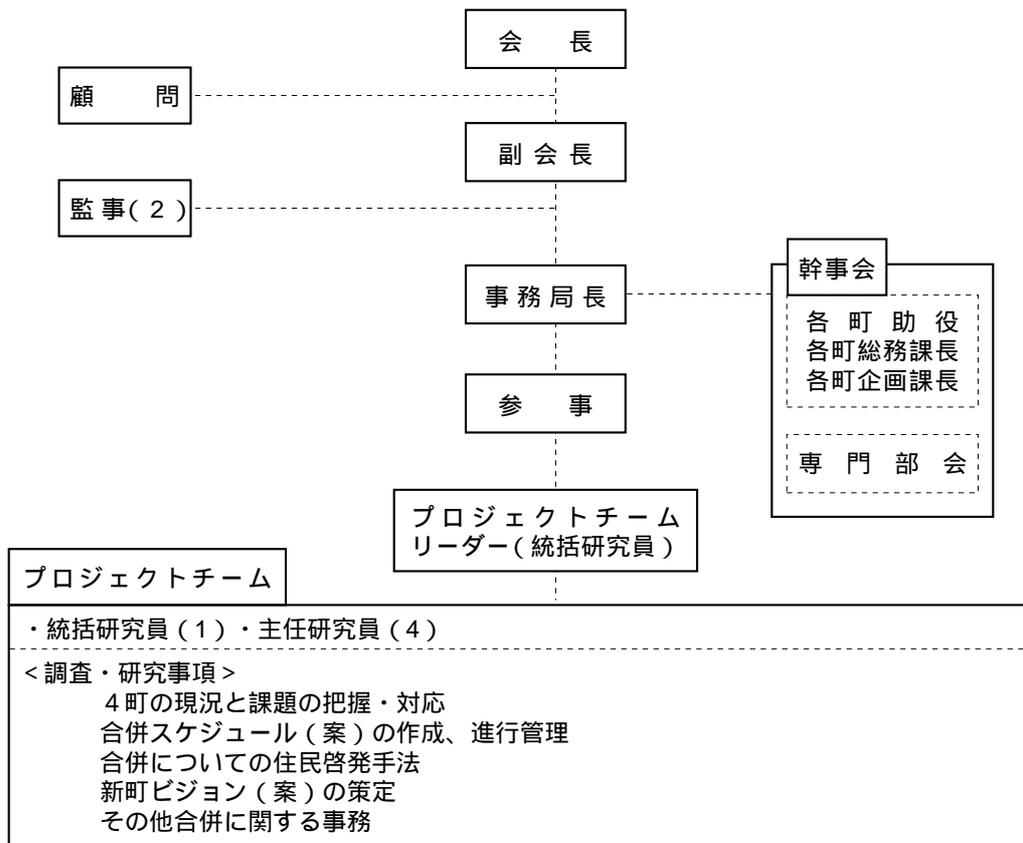
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月18日から施行する。

#### イ 多紀郡合併研究会の組織体制



(4) 多紀郡合併研究会での取り組み

ア 広域行政に関する現況調査

広域行政は、昭和43年に多紀郡一部事務組合を設立し、昭和59年に多紀郡広域行政事務組合に組織変更した。今日までに、し尿処理業務(昭和43年10月1日業務開始)、ゴミ処理業務(昭和47年2月10日業務開始)、消防業務(昭和53年3月1日業務開始)、農業共済業務(平成元年2月9日業務開始)の共同処理を行うとともに、今後の課題として、広域斎場建設、水資源対策、ゴミ処理場の改築等が山積しており、これら住民生活に関わる問題を解決するためには個々の町負担で対応するよりも多紀郡が1つになって対応することが大切であるという調査結果となった。

イ 将来構想の作成

合併を推進する手始めとして、合併後の新町のあるべき姿を町内外に広く周知する為、夢のある合併に向けた指針となる「新町将来構想(案)」を作成した。構想の中でまず第1に、新町が目指す将来像として、多紀郡の輝かしい歴史と伝統を受け継ぎながら、緑豊かな自然環境を生かし、ゆとりと豊かさが享受でき、創造的な文化活動や産業活動が活発に行われる「人と自然が調和した田園文化都市」を目指すとした。そして、基本理念を

- 1、地域の活力を高め「すこやか」に暮らせる町づくり(生活環境未来都市)
- 2、人と自然が共生する「うるおい」のある町づくり(教育文化未来都市)
- 3、都市と農村の交流「ふれあい」のある町づくり(産業交流未来都市)

の3点とし、さらに具体的な事業の展開に向けて4つのプロジェクトを提案した。

プロジェクト1 ふるさと拠点づくりとして、生活・文化・産業関連施設等の整備を図る。

プロジェクト2 ふるさと個性づくりとして、環境共生型住宅や都市と農村交流施設の整備、歴史的遺産の保存や工芸・文化の伝承を図る。

プロジェクト3 ふるさとを担う人づくりとして、教育施設の充実や生涯学習環境の整備、共生社会に対応した事業の推進を図る。

プロジェクト4 ふるさとの基盤づくりとして、市街地の整備や生活関連施設、公園、道路の整備と交通機関の利用増進等を図る。

この将来構想案をもって住民説明会を開催することとなった。

ウ 住民説明会

住民説明会は、合併協議に至るまでの経緯、経過と合併の必要性、新町の将来構想(案)の説明を中心に行った。期間は、平成8年10月下旬から11月下旬にかけて4町一斉に実施した。

(ア) 開催状況

篠山町	年 月 日	会 場	参 加 人 数
	平成8年 11月 8日 ~ 11月 28日	延べ12会場	808人

西紀町	年 月 日	会 場	参 加 人 数
	平成8年 10月 22日 ~ 11月 4日	延べ28会場	590人

丹南町	年 月 日	会 場	参 加 人 数
	平成8年 10月25日 ~ 11月 6日	延べ10会場	219人
今田町	年 月 日	会 場	参 加 人 数
	平成8年 10月26日 ~ 11月24日	延べ15会場	257人

#### (イ) 住民の出席者数

将来構想及び合併の必要性について住民説明会（10月22日～11月28日）結果概要。

郡内延べ65会場で開催し、参加者は篠山町808人、西紀町590人、丹南町219人、今田町257人の計1,874人の参加が得られた。

#### (ウ) 意見・提言の概要

4町とも、町長、特別職、議会議長、副議長、議会議員、管理職による班編制を行い、説明会に臨んだ。

説明会では、「地域を取り巻く状況と合併の必要性」、「合併問題の経過説明」、「新町の将来構想」等の説明を行い、質疑応答に入った。

質疑応答では、多くの住民から合併のメリット、デメリットについての意見が活発に出され、住民の関心の高さが表れた形となった。主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 推進方法や情報提供について
- ・ 将来構想（案）について
- ・ 4町格差について
- ・ 遠隔地の問題について
- ・ 合併後の行政機構について
- ・ 財政等の問題について
- ・ 民意の反映について
- ・ 合併推進に伴う否定的意見について
- ・ 合併時の検討課題について
- ・ 地域の独自課題について

これらの意見を集約して「合併研究会だより」第4号に掲載し、報告とした。

#### エ 合併シンポジウム

4町による住民説明会を終えた平成8年11月30日、合併推進に向け住民と行政と議会が一丸となって取り組むために、合併先進地である東京都あきる野市の田中市長を講師に迎え、合併に向けたシンポジウムを開催することとなった。当日は郡内から525人の参加を得て、田中市長による基調講演を聞き、その後パネルディスカッションを行い、合併の必要性を各団体長や学識者が訴え、会場からの質問に答える形で進行、成功裡にこの大会を終えることが出来た。

#### 多紀郡合併研究大会（シンポジウム）開催要項

趣 旨 多紀郡は今、時代の潮流として合併の気運が高まっています。もともと多紀郡4町の結びつきは古く、様々な分野で協力しあいながら、積極的に広域行政を展開し、また住民

の方々のたゆまない努力に支えられ、他に誇り得るようなめざましい発展を遂げてきたところですが、こうした状況にありながらも、なかなか合併問題は進展しませんでした。平成4年に開催された多紀郡議会議員研修会で合併問題が話題になり、その必要性について協議した結果、合併に向けて調査・研究を行うこととなり、合併研究会プロジェクトを設置して取り組んでいます。合併は地域社会の未来を拓く大事業であり、今こそ多紀郡が合併し、新しい町づくりをスタートさせる時だと判断いたしました。その実現のため住民のみなさんのご理解とご協力が必要です。今回、合併のあり方、新しい町づくりについて住民のみなさんと一緒に考え「合併で夢がふくらむ町づくり」をテーマとして、よりよい合併を行うため、みんなで話し合い、考え、実現させるためにシンポジウムを行います。

期 日 平成8年11月30日(土)午後1時30分より

場 所 たんば田園交響ホール

基調講演 「合併を成し遂げて、そして今」

講 師 あきる野市長 田中雅夫氏

パネルディスカッション

・パネリスト

多紀郡観光連盟会長	西尾 昭
専業農家	木村 善孝
多紀郡連合婦人会理事	佐藤 美鈴
多紀郡自治連合協議会長	谷垣 一郎
大阪市立大学教授	真淵 勝
篠山青年会議所理事長	小林 正幸

・コーディネーター

神戸新聞事業社マーケティング室長 有持 繁



多紀郡合併研究会大会シンポジウム

(5) 多紀郡合併研究会の協議経過

平成8年

3月 4日 第1回多紀郡合併研究会

各町長、議長による第1回会議を開催。

報告議題

- ・合併前提条件5項目について各町の研究会に於いて協議を深め、了解を得るよう申し合わせる次回から、各町研究会座長(副議長)を加える

3月29日 第2回多紀郡合併研究会

- ・会長新家茂夫篠山町長 副会長溝端太一丹南町議長 事務局長志儀町村会事務局長(今回以降、各町合併研究会座長を加え、酒井県会議員もオブザーバーとして出席)

報告議題

- ・多紀郡合併研究会として合併前提条件5項目の確認について  
合併形式 各町とも対等合併とする。  
合併後の町名 「篠山」を入れた名称とする。  
合併期日 平成11年4月1日を目標とする。  
新庁舎の位置 篠山町役場とする。  
財産の取扱い 財産等は全て持ち寄る。
- ・将来構想・計画の策定について
- ・各町中堅職員によるプロジェクトチームを組織する件について

4月18日 第3回多紀郡合併研究会

報告 ・基本5項目については各町の座長から基本的に了承との報告。

議題 ・多紀郡合併研究会の設置要綱案の承認について

- ・助役、総務課長、企画課長、研究会事務局長で構成する幹事会の開催について
- ・各町からの派遣によるプロジェクトチームを編成して6月1日から町村会内に事務所を発足させる件について
- ・住民啓発について

5月27日 第1回幹事会(事務局発足協議)

6月 1日 多紀郡合併研究会事務局発足

事務局長 志儀芳夫、参事 児玉道臣、課長補佐 奥田幸雄

プロジェクトチーム

統括研究員	上田多紀夫(篠山)	主任研究員	松本 和良(今田)	主任研究員	鷲尾 隆円(丹南)
主任研究員	森本 繁(篠山)	主任研究員	田中 義明(西紀)	事務員	池田 陽子(臨職)

6月19日 第2回幹事会(住民啓発協議)

6月24日 第4回多紀郡合併研究会

報告 ・各町に合併窓口を設置(各町総務課に置く)

議題 ・合併推進スケジュール及び予算について

- ・住民啓発用パンフレット「合併研究会だより」の作成配布について
- ・総代会に合併説明をする件について

7月 5日 臨時多紀郡合併研究会

啓発資料検討

7月16日 第3回幹事会

議題 ・多紀郡合併研究会視察研修について

- ・啓発パンフレット「合併研究会だより」について
- ・総代会啓発協力依頼について
- ・多紀郡自治連合協議会郡内視察（8月19日）について
- 7月23日 東京都あきる野市視察（多紀郡合併研究会委員、事務局職員）  
～24日
- 8月27日 第4回幹事会
  - 報告
    - ・あきる野市視察研修報告
    - ・合併説明会報告
    - ・住民提言の報告
  - 議題
    - ・「合併研究会だより」第2号について
    - ・シンポジウム開催について
    - ・現況調査依頼について
    - ・将来構想案について
    - ・懇談会について
- 9月6日 第5回多紀郡合併研究会
  - 報告
    - ・合併説明会報告
    - ・住民提言の報告
    - ・住民アンケート報告
    - ・郡内視察報告
  - 議題
    - ・「合併研究会だより」第2号について
    - ・合併シンポジウムの開催について
    - ・現況調査依頼について
    - ・将来構想案について
    - ・合併懇談会について
- 9月20日 「合併研究会だより」第2号発行
- 9月24日 第5回幹事会
  - 報告
    - ・「合併研究会だより」第2号の報告
  - 議題
    - ・「合併研究会だより」第3号の発行について
    - ・合併シンポジウムの開催について（コーディネーター、パネラーの確認）
    - ・予算について
    - ・4町現況調査について
    - ・将来構想案について
    - ・住民説明会のもち方について
- 9月30日 第6回多紀郡合併研究会
  - 報告
    - ・「合併研究会だより」第2号報告
    - ・各町研究会報告
  - 議題
    - ・合併シンポジウムの開催について
    - ・「合併研究会だより」第3号について
    - ・4町現況調査について
- 10月20日 「合併研究会だより」第3号発行
- 10月21日 合併シンポジウム協議
- 11月8日 第6回幹事会

- 報告 ・住民説明会の報告
- ・「合併研究会だより」第3号の報告
- 議題 ・合併シンポジウムについて
- ・現況調査について
- ・篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会（以下「合併協議会」という。）の設置について
- ・平成9年度予算及び事務局体制について
- ・「合併研究会だより」第4号の発行について

11月18日 第7回多紀郡合併研究会

- 報告 ・住民説明会の状況報告
- ・「合併研究会だより」第3号の反響
- 議題 ・合併シンポジウムについて
- ・現況調査の取扱いについて
- ・合併協議会の設置について
- ・「合併研究会だより」第4号について

11月30日 合併シンポジウム（合併研究大会）開催 於たんば田園交響ホール（525人参加）

- 1、受付
- 2、開会 森口会長
- 3、祝辞 酒井県議、松浦県民局長
- 4、来賓紹介 長谷川町村会事務局長
- 4、基調講演 「合併を成し遂げて、そして今」（あきる野市長 田中雅夫）
- 5、パネルディスカッション
  - コーディネーター 有持繁
  - パネリスト 西尾 昭、木村善孝、佐藤美鈴、谷垣一郎、真淵勝、小林政幸
- 6、閉会 溝端副会長

12月6日 第7回幹事会

- 報告 ・住民説明会の結果報告
- ・合併シンポジウムの結果報告
- 議題 ・「合併研究会だより」第4号について
- ・合併協議会設置の規約、組織について
- ・合併協議会予算について
- ・4町現況調査について（条例の一覧による調整方法協議）

12月26日 第8回多紀郡合併研究会

- 報告 ・住民説明会の結果報告
- ・合併シンポジウムの結果報告
- 議題 ・「合併研究会だより」第4号について
- ・合併協議会設置の規約、組織について
- ・合併協議会予算について

1月22日 第8回幹事会

- 議題 ・職員研修の実施について
- ・合併協議会設置について
- ・合併協議会設置の議決について（3月定例議会に提案）

- ・ 4 町現況調査について（条例、規則、要綱、内規、慣行等）
- 1月29日 助役会、総務課長会
- 2月 3日 第9回多紀郡合併研究会
  - 報告 ・ 幹事会報告
  - ・ 各町研究会報告
  - ・ 「合併研究会だより」第4号報告
  - 議題 ・ 合併協議会設置について
  - ・ 合併協議会設置の議案書確認について
  - ・ 3月定例議会での提案について
- 2月 6日 企画課長会
- 2月17日 助役会
  - 議題 ・ 条例委託について
  - ・ 地方分権の第1次勧告について
  - ・ 合併協議会の設置について（議案書、規約、提案理由、人事等）
  - ・ 行政機構について（庁舎の名称、各庁舎機能、コンピュータシステム等）
- 2月20日 総務課長会
- 2月26日 第9回幹事会
  - 報告 ・ 多紀郡合併研究会の報告
  - ・ 合併後のあるべき姿報告
  - 議題 ・ 各部会報告について
    - 助役会 行政機構について
    - 総務課長会 財政の見通しについて
    - 企画課長会 町づくり（らしさ）について
  - ・ 合併協議会設置について
  - ・ 合併協議会設置の議決日程について
  - ・ 条例検討委託業者について
- 3月 6日 第10回多紀郡合併研究会
  - 報告 ・ 行政機構（助役会）
  - ・ 財政検討（総務課長会）
  - ・ 町づくり（企画課長会）
  - ・ コンピュータシステム
  - ・ 条例のすり合わせ
  - ・ 将来構想の取扱い
  - ・ 各町での合併研究会及び住民説明会報告
  - ・ 合併協議会の設置
    - 合併協議会設置議案書
    - 議会提案日程（篠山10日、西紀11日、丹南10日、今田11日）
  - 議題 ・ 合併協議会役員の選出について
    - 会長、副会長の選任
    - 学識経験者は、各町男2名、女1名の推薦
  - ・ 合併協議会事務局の設置について
  - ・ 多紀郡合併研究会決算監査について

3月10日 合併協議会設置議案上程

- (1) 篠山町議会 3月10日提出・議決  
瀬戸町長提案説明  
石田助役規約説明  
質 疑 8名  
反対討論 3名  
賛成討論 3名  
議 決 記名投票17名 賛成13票 反対4票
- (2) 丹南町議会 3月10日提出  
杉本町長提案説明  
中西総務課長規約説明  
3月17日議決  
質 疑 4名  
賛成討論 3名  
反対討論 3名  
議 決 起立 賛成11 反対3
- (3) 西紀町議会 3月11日提出・議決  
森口町長提案説明  
質 疑 2名  
賛成討論 なし  
反対討論 なし  
議 決 起立 全員賛成
- (4) 今田町議会 3月11日提出・議決  
大上町長提案説明  
木村助役規約説明  
質 疑 5名  
賛成討論 3名  
反対討論 2名  
議 決 起立 賛成9名 反対2名

3月25日 助役、総務課長会

報告 ・各町の合併協議会設置議案の議決状況

3月28日 第11回多紀郡合併研究会

報告 ・合併協議会設置における各町議会状況報告

・多紀郡合併研究会の会計報告

協議 ・合併協議会設置について

・協議書作成について

・事務打ち合わせ書作成について

・多紀郡合併研究会の解散及び規約の廃止について

・合併協議会事務所の開設及び事務局発足式について

事務局発足式 4月1日

辞令交付式(協議会看板の設置)

・合併協議会設置の告示及び届け出について

告示日 4月1日 県届出 4月1日

・第1回合併協議会の開催について

平成9年4月15日 午後1:00

合併協議会開催場所及び席順配置について

合併協議会設置の協議

合併協議会設置について関係町長間協議

3月31日 多紀郡合併研究会解散式

平成8年3月4日～平成9年3月31日間の各会議開催回数

多紀郡合併研究会 11回開催

幹事会 9回開催

助役会、総務課長会、企画課長会 5回開催

## 2. 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会の設置

平成8年度における11回に及ぶ多紀郡合併研究会の結果、基本事項について合意し、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会（以下「多紀郡合併協議会」という。）を設置することについて4町議会の議決を得ることとなった。

4町の3月定例議会において、多紀郡合併協議会設置の議案を可決した。この結果、地方自治法第252条の2及び合併特例法第3条に基づく協議会を設置し、合併に向けて大きく前進することとなった。

### 多紀郡合併協議会設置議案議決状況

3月10日	篠山町	賛成投票多数	(賛成13票 反対4票)
3月10日	西紀町	賛成起立多数	(賛成11 反対0)
3月17日	丹南町	賛成起立多数	(賛成11 反対3)
3月11日	今田町	賛成起立多数	(賛成9 反対2)

3月28日、地方自治法第252条の2及び合併特例法第3条に基づく協議会の設置に伴い4町長で協議書を作成すると共に事務打合せを行い、会長、副会長、監査委員、協議会の設置（告示4月1日、届け出4月1日）、会計年度、文書記号（多紀合協第 号）等を決定した。

### 協 議 書

篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会を設置することについて、関係町長の間で、別紙規約のとおり協議した

平成9年3月28日

確認者 篠山町長 瀬戸 亀 男  
西紀町長 森口 武 治  
丹南町長 杉本 幸 男  
今田町長 大上 恭 平

### 事務打合せ書

篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会の発足に当たり、関係町長の間で、次のことを打合せ確認した。

### 記

#### 確認事項

- 合併協議会会長及び副会長の選任について  
会長に西紀町長森口武治氏を選任する  
副会長に篠山町議会議長畑俊三氏を選任する
- 合併協議会監査委員の選任について  
監査委員は丹南町酒井勇氏及び今田町大西二男氏に委嘱することで協議会の同意を求める
- 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会の設置について  
告示を平成9年4月1日付とし届け出を同年4月1日とする
- 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会の会計年度について  
毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする
- 協議会発送文書の文書記号は、多紀合協第 号とする

平成9年4月1日

確認者 篠山町長 瀬戸 亀 男  
西紀町長 森口 武 治  
丹南町長 杉本 幸 男  
今田町長 大上 恭 平

ア 多紀郡合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 篠山町・西紀町・丹南町・今田町(以下「4町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(合併協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

(1) 合併に関する協議

(2) 合併後の新町建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、4町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、篠山町東新町1番地の5に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4町の長がその協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 4町の長

(2) 4町の議長及び副議長

(3) 4町の長が協議して定めた学識経験を有する者15名

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、前項の規定にかかわらず必要に応じて第12条の規定に基づく幹事会の長及び、副幹事長を出席させることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(会計)

第15条 協議会に要する経費は、4町が負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納は、会長が4町の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して監査する。

この場合において監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長の属する町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

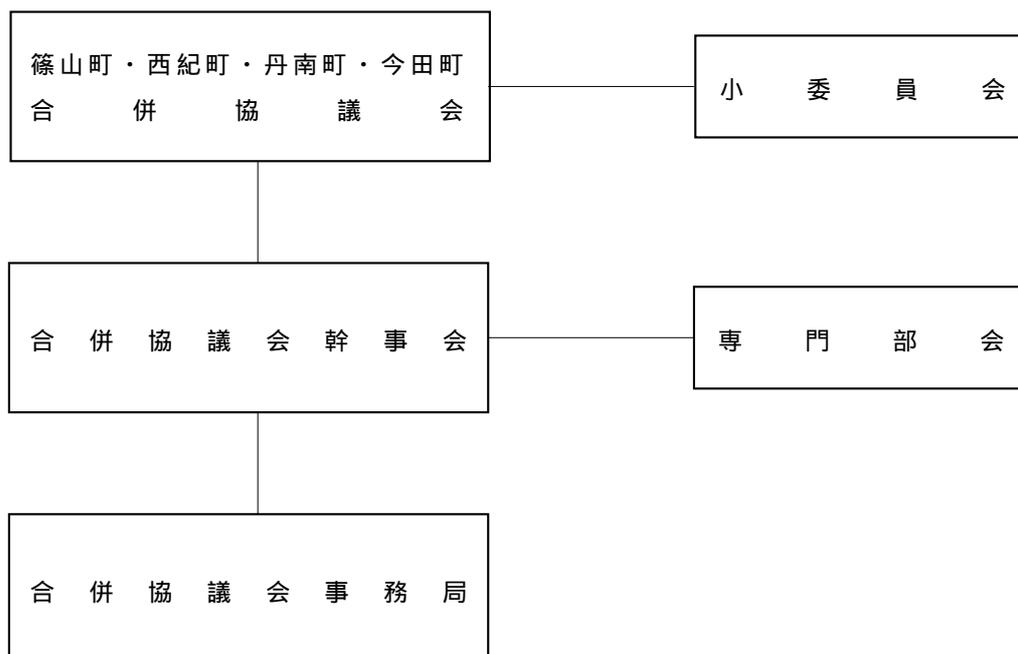
(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

#### イ 多紀郡合併協議会組織図



ウ 多紀郡合併協議会委員

区 分	職 名 等	氏 名
4 町 の 長	篠山町 長	瀬戸 龜男
	西紀町 長	森口 武治
	丹南町 長	杉本 幸三
4 町 の 議 長	篠山町 議 長	畑中 俊孝
	西紀町 議 長	田端 孝太
	丹南町 議 長	溝山 大輝
4 町 の 副 議 長	篠山町 議 会 副 議 長	降矢 太刀
	丹南町 議 会 副 議 長	細川 春一
	今田町 議 会 副 議 長	上田 和夫 (H9.7.24まで) 松本 一 (H9.7.25から)
学 識 経 験 者	篠山町	北田 房正
	西紀町	畑本 一
	丹南町	藤谷 勇
	今田町	井上 彌
	兵庫県 議 会 議 員	園田 三千代
	兵庫県丹波県民局長	酒井 良太郎
	兵庫県総務部市町振興課長	塚本 一世 小我野 利幸 清水 郁夫 溝畑 不二 酒井 隆明
	松浦 伸吾 (H10.3.31まで) 北原 昭夫 (H10.4.1から)	
	中瀬 憲一	

会 長           西紀町長   森口 武治  
副会長       篠山町議会議長   畑 俊三

監査委員       丹南町監査委員   酒井 勇  
監査委員       今田町監査委員   大西 二男

## エ 多紀郡合併協議会幹事会設置要領

### (設置)

第1条 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、4町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

### (幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長4名を置く。

### (会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

### (会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

### (庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

### (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

### 別表(第3条関係)

区 分	職	名
篠 山 町	助 役	総 務 課 長 企 画 課 長
西 紀 町	助 役	総 務 企 画 課 長 企 画 開 発 室 長
丹 南 町	助 役	総 務 課 長 企 画 課 長
今 田 町	助 役	総 務 課 長 住 民 課 長 (平成9年度) 保 健 課 長 (平成10年度)
多紀郡広域行政事務組合	助 役	参 事 -

## オ 多紀郡合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、局長補佐その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第8条 職員の給与については、それぞれ派遣する町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

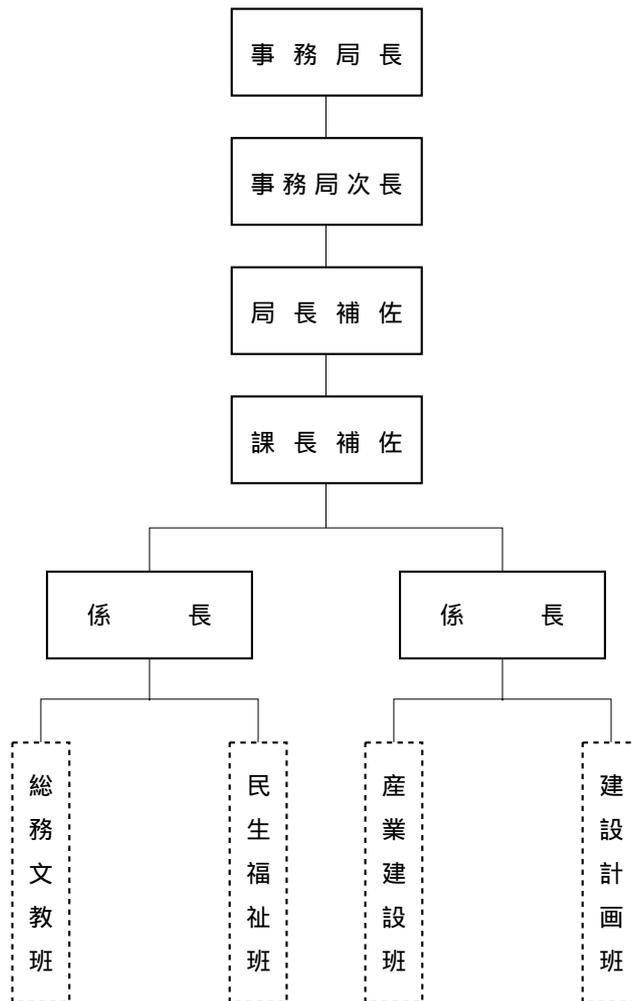
附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

班 名	分 掌 事 務
総務文教班	1 庶務及び会計に関する事 2 合併の諸手続きに関する事 3 協議会の会議に関する事 4 合併に係わる資料の編纂に関する事 5 人事に関する事 6 報酬等支給に関する事 7 合併の方式に関する事 8 合併の期日に関する事 9 新町の名称に関する事 10 新町の事務所の位置に関する事 11 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 12 特別職(各種行政委員会の委員を含む)の身分の取扱いに関する事 13 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 14 事務機構及び組織に関する事 15 分庁舎(支所)の位置、名称、機構、業務内容、所管区域等の取扱いに関する事 17 財産、公の施設、債権および債務の取扱いに関する事 18 地方税の取扱いに関する事 19 一部事務組合等の取扱いに関する事 20 条例、規則等の取扱いに関する事 21 町・字名の取扱いに関する事 22 公共的団体の取扱いに関する事 23 慣行の取扱いに関する事 24 使用料、手数料等の取扱いに関する事 25 小学校および中学校の通学区域の取扱いに関する事 26 各種団体への補助金・交付金等の取扱いに関する事 27 行政連絡機構の取扱いに関する事 28 その他総務文教関係に関する事 29 その他他の班に属さない事
民生福祉班	1 条例、規則等の取扱いに関する事 2 使用料、手数料等の取扱いに関する事 3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 4 国民健康保険事業の取扱いに関する事 5 消防団の取扱いに関する事 6 各種福祉事業の取扱いに関する事 7 清掃事業の取扱いに関する事 8 行政区の取扱いに関する事 9 継続事業の取扱いに関する事 10 その他民生福祉事業の取扱いに関する事
産業建設班	1 条例、規則等の取扱いに関する事 2 使用料、手数料等の取扱いに関する事 3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 4 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関する事 5 上下水道(簡易水道)の取扱いに関する事 6 その他産業建設事業の取扱いに関する事
建設計画班	1 新町建設計画に関する事 2 財政計画に関する事 3 予算編成に関する事

カ 多紀郡合併協議会事務局体制



多紀郡合併協議会事務局の設置

キ 多紀郡合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会幹事会設置要領(以下「要領」という。)第7条の規程に基づき、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会幹事会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名2役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)専門部会委員

専門部会名	関係所轄課				構成委員
	篠山町	西紀町	丹南町	今田町	
企画部会					
財務部会					
総務部会					
住民部会					
環境部会					
福祉部会					
産業経済部会					
都市計画部会					
上下水道部会					
建設部会					
教育部会					
議会事務局部会					

## ク 多紀郡合併協議会担当者部会設置要領

(設置)

第1条 篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会事務局規程(以下「規程」という。)第2条第1項第2号に定める協議資料の作成のため、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会担当者部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 担当者部会は、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 担当者部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 担当者部会に次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名2役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 担当者部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）担当者部会委員

担当部会	分科会	篠山町	西紀町	丹南町	今田町
総務部会	財政分科会				
	管財分科会				
	総務分科会				
	人事分科会				
	電算分科会				
企画部会	企画分科会				
住民部会	税分科会				
	住民分科会				
	国保分科会				
	消防分科会				
	環境分科会				
福祉部会	福祉分科会				
	健康分科会				
	同和分科会				
	社協分科会				
産業経済部会	農林分科会				
	商工観光分科会				
都市計画部会					
上下水道部会	水道分科会				
	下水道分科会				
建設部会	建設分科会				
	住宅分科会				
教育部会	学務分科会				
	社会教育分科会				
	公民館分科会				
	体育分科会				
	同和教育分科会				
議会事務局					

各専門部会、分科会の構成委員は、担当課の長及び担当職員とする。

### 3. 住民説明会と住民の動向

平成9年4月1日、法定の多紀郡合併協議会が設置され、平成10年3月31日の一年間にわたり、44の合併協定項目について協議・調整を繰り返し、全項目の合意を得た。

この間、合併に対する住民の理解と啓発・啓蒙を図るため、平成8年度の合併研究会に引き続き広報紙「合併協議会だより」の発行、新町建設計画ダイジェスト版をもって住民説明会を実施、新町の名称についての住民アンケート等、様々な取り組みを行ってきた。

また、住民団体による多紀郡合併協議会に対する公開要求、住民投票条例制定要望と議員提案、合併調印の1年延期署名の提出等が行われた。

#### (1) 住民説明会の開催状況

##### ア 開催状況

篠山町	年 月 日	会 場	対 象 地 区
篠山町	平成10年 1月31日	玉水会館	城北校区
	2月1日	後川文化センター	後川校区
	2月3日	高城会館	八上校区
	2月4日	みたけ会館	畑校区
		福住公民館	福住校区
	2月7日	篠山市民会館	篠山校区
		東部公民館	村雲校区
	2月11日	岡野文化会館	岡野校区
2月12日	中央公民館	日置校区	
		雲部公民館	雲部校区
		大芋公民館	大芋校区

西紀町	年 月 日	会 場	対 象 地 区
西紀町	平成10年 2月6日	しゃくなげ会館	北地区
	2月7日	老人福祉センター	南地区、中地区

丹南町	年 月 日	会 場	対 象 地 区
丹南町	平成10年 2月6日	大山下公民館	北野、大山、東河地、明野
		健康福祉センター 城南コミュニティセンター 古市幼稚園遊戯室	東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹北、野中、谷山、岩崎、宇土、小枕、ひまわり草野、古森、油井、住山、波賀野新田、見内、当野、古市、波賀野、不来坂
丹南町	2月7日	大山総合事務所	追入、大山宮、大山上、石住、高倉、大山新、一印谷、町之田、長安寺、北野新田
		丹波広域農業研修センター	西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、住吉台、弁天、大沢新、杉、音羽住宅、音羽グリーンタウン
		真南条中公民館	真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野
		玉津研修センター	矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬

今田町	年 月 日	会 場	対 象 地 区
今田町	平成10年 1月31日	町民体育館	四斗谷、辰巳、上小野原、下小野原、休場
	2月1日	町民体育館	黒石、本荘、今田、佐曾良新田、今田団地、みどり台
	2月6日	町民体育館	上立杭、下立杭、東庄、釜屋、みそら台、美山台
	2月7日	町民体育館	今田新田、市原、芦原新田、木津

##### イ 住民の出席者数

郡内延べ25会場で開催（各会場とも19時30分～）し、参加者は篠山町693人、西紀町88人、丹南町282人、今田町70人の計1,133人の参加が得られた。

## 合併説明会結果

	篠山町	西紀町	丹南町	今田町	合計
会場数	11	2	8	4	25
参加人数	693人	88人	282人	70人	1,133人
世帯数	7,352	1,403	4,547	1,107	14,409
割合	9.4%	6.3%	6.2%	6.3%	7.9%

### ウ 意見・提言の概要

住民説明会は、4町とも、町長、特別職、議会議長、副議長、議員、管理職が班編制を行い出席し、「多紀郡合併協議会での確認事項」、「合併後の町づくり - 『新町建設計画』の概要」、「合併までのスケジュール」、「合併に対する課題」等の説明を行い、意見交換に入った。その主な意見は、以下のとおりである。

- ・多紀郡はいずれ人口5万人を突破するのは確実であり、合併時に市にして欲しい。
- ・是非とも合併を実現し、地域のイメージアップを図るべきだ。
- ・慣れ親しんだ町名が無くなるのは寂しい。
- ・福祉サービスは一体的な実施の中で一層充実させるべきだ。
- ・合併時に市になれないなら、合併を遅らせてはどうか。

### (2) 多紀郡合併協議会の公開要求

多紀郡合併協議会においては、可能な限り住民への情報提供に努めることを基本とした。毎回の協議会終了後の記者発表、広報紙「合併協議会だより」の全戸配布をはじめ、住民説明会も各町単位で多紀郡合併研究会（任意協議会）時に1回、多紀郡合併協議会（法定協議会）設置期間中に2度行った。

基本的に多紀郡合併協議会では情報公開の姿勢を明らかにし、そのための努力を重ねたが、多紀郡合併協議会の傍聴については非公開とすることとした。合併という極めて政治的な問題について、4町間の施策の調整を進めていくためには、協議の場を公開することは、正常な会議運営や調整が難しくなる局面が想定されたためである。

前述の通り、協議結果や経過については、会議終了後、各新聞社へ情報提供を行ったが、会議の傍聴ができないということについて、一部の住民からは、「非公開」、「密室審議」であるという批判的意見が最後まで出された。

### (3) 住民投票条例の直接請求

平成10年1月18日、篠山町の住民団体（住民の声をまちの未来に活かす会）は、町村合併の最終判断を住民投票でその実現を求める要請署名活動を開始した。

約1ヶ月後の2月13日、合併の賛否を問う住民投票条例の制定等を求める要請書を住民の署名（人数2,766名）を添えて篠山町長に提出した。（署名活動は1月18日から2月8日まで行われた）町長は、提出を受けた要請書を検討した結果、議会への提案は、行わない旨回答した。

町長の回答を受けて、3月2日篠山町議会に対して住民投票条例案を提出。提案者は岸本議員、賛同者は、石塚議員、植村議員、岡前議員の3名であった。

議案は「篠山町が西紀町、丹南町及び今田町と合併する事の賛否を問う住民投票に関する条例の制定について」で、条例案は17条からなり合併の賛否の意志を明らかにすることが目的であり外国人にも投票権があることとしていた。

3月10日、篠山町議会は定例会で、議員提案されていた多紀郡4町合併の賛否を問う住民投票条例を審議し、反対多数（賛成5名、反対11名）で否決する。

(4) 合併を1年以上延期する陳情書

平成10年3月12日、今田町の住民グループ「今田町の将来を考える会」が、合併延期のビラを配布(85名の署名入り)し、情報や協議不足等による合併延期の署名活動が展開された。

平成10年3月30日、多紀郡4町の合併を1年以上延期することなどを求め、今田町内の有権者を対象に賛同を募る署名活動を行っていた今田町の住民グループ「今田町の将来を考える会」が、1,850人分の署名を添え、今田町長、今田町議会議長に陳情書を提出した。

今田町長及び議長は合併協議が進み多紀郡4町の合意を得た今日になって今田町の都合で延期することは出来ない旨、口頭で回答した。

平成10年3月30日
今田町長、議会議長様
平成11年4月多紀郡4町合併のため、今年4月末予定の合併町長調印と議会議決の1年以上延期と、その間に本来の住民参加による、合併検討の機会設置を求める陳情書
今田町の将来を考える会 代表 市野晃司(上立杭)、内海昌夫(釜屋)、大西文博(下立杭)、大西誠一(下立杭)、小林貞俊(黒石)

## 4. 各団体の動向

(1) 社会教育関係団体、社会福祉関係団体

様々な団体があるが、従来から各町を基本に活動し、郡としての組織がある場合は、そのまま新市の組織として移行するケースが多く、大きな問題は出ていない。団体補助金については各町での経緯、経過があるため合併当初は、現状の助成をずすとしている。

(2) 農業協同組合

郡内には篠山農協、丹波農協の2農協があるが、行政の合併により農協も合併をするべきであるとして、合併検討がされ、平成11年10月を目途に協議がもたれたが、篠山農協の内部事情により合併の延期を余儀なくされた。

(3) 商工会

商工会は、各町それぞれ独自の活動を展開しており、行政の合併と同時に合併をする状況ではないとして、当分の間現状の組織体制で活動が展開されている。合併協議の中でも各町の良さはそのまま継続するべきであると確認されており、当分の間それぞれの地域特性を生かした商工会活動が展開されることとなった。

(4) 社会福祉協議会

多紀郡合併協議会の発足と時期を同じくして、郡内の各町社会福祉協議会においても合併論議が起こり、内部協議が進んでいたが、具体的な方針が発表され、いよいよ合併へ話し合いが進められることとなった。

#### 多紀郡4町社会福祉協議会合併に伴う基本事項の報告と承認について

- 1 合併の方式 新設合併
- 2 合併の期日 平成11年4月1日
- 3 名称 社会福祉法人篠山町社会福祉協議会
- 4 財産及び債務の取り扱い  
財産及び債務はすべて新町社会福祉協議会に引き継ぐ
- 5 事務所の所在地  
本所の位置 丹南町網掛301丹南町立健康福祉センター  
支所の位置 従来事務所の位置

合併協議がほぼ固まってきた平成10年12月、合併特例法の一部改正によって市制施行が実施され、社会福祉協議会についても篠山市社会福祉協議会としての事業認可申請をすることとなった。諸手続の関係で篠山市社会福祉協議会としての認可は平成11年6月1日となり、その間は旧町社協として存続し、2カ月遅れて篠山市社会福祉協議会として発足することとなった。

## 5. 調印式と議案の議決

### (1) 合併協定調印式

平成10年4月27日、平成9年度1ヶ年にわたる協議の結果、合併協定44項目全てにわたって確認が完了し、4町長による合併協定調印が実施された。合併協定調印式は、篠山市民会館に於いて、合併協議会委員の立ち会いを受け、滞り無く終えることができた。



合併協定調印式

### 多紀郡4町の合併協定調印式次第

- 1 日時 平成10年4月27日(月) 10:30~12:00
- 2 場所 篠山市民会館大会議室(3階)  
(所在) 多紀郡篠山町北新町41番地  
(電話) 0795-52-5151
- 3 調印式次第
  - (1) 開会
  - (2) 合併経過報告
  - (3) 合併協定書調印
    - ア 合併協定書説明
    - イ 4町長署名、押印
    - ウ 立会人(合併協議会委員)署名
  - (4) 合併協議会会長あいさつ
  - (5) 閉会

(2) 合併関係議案の議決

4町長による合併協定調印を受けて、翌4月28日、4町の臨時議会が開催され、廃置分合関係3議案が一斉に提案された。4町共に賛成多数をもって議決され、合併に向かって大きく前進することとなった。4町臨時議会における廃置分合関係3議案の議決状況は次の通りである。

ア 篠山町（午前9時30分開会）

議決状況

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について

記名投票 賛成 13名 反対 4名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

起立 賛成 13名 反対 4名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議について

起立 賛成 11名 反対 6名

イ 西紀町（午前9時30分開会）

議決状況

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について

記名投票 賛成 11名 反対 0名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

起立 賛成 11名 反対 0名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議について

起立 賛成 11名 反対 0名

ウ 丹南町（午前9時30分開会）

議決状況（1名欠席、1名欠員）

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について

記名投票 賛成 11名 反対 2名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

起立 賛成 11名 反対 2名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議について

起立 賛成 11名 反対 2名

エ 今田町（午前9時30分開会）

議決状況（1名欠員）

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について

記名投票 賛成 7名 反対 3名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

起立 賛成 7名 反対 3名

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議について

起立 賛成 7名 反対 3名

ア < 廃置分合申請関係 >

議案第 号

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、同法同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成10年 月 日提出

町長

イ < 財産処分協議関係 >

議案第 号

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり多紀郡 町、同郡 町及び同郡 町と協議のうえ定めることについて、同法同条第5項の規定により議会の議決を求める。

平成10年 月 日提出

町長

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の財産は、すべて新たに設置する「篠山町」に帰属させる。

平成10年 月 日

篠山町長 瀬戸 亀 男  
西紀町長 森 口 武 治  
丹南町長 杉 本 幸 男  
今田町長 大 上 恭 平

ウ < 議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期関係 >

議案第 号

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することに伴う、議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関して、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき、別紙のとおり多紀郡町、同郡町及び同郡町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項において準用する同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成10年 月 日提出

町長

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議書

平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することに伴う、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下、「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新たに設置する「篠山町」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期

新たに設置する「篠山町」に一つの農業委員会を置き、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き「篠山町」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成10年 月 日

篠山町長 瀬戸 亀 男  
西紀町長 森 口 武 治  
丹南町長 杉 本 幸 男  
今田町長 大 上 恭 平

## エ <提案理由説明>

本日上程されました 町と 町、 町、 町の合併関連議案の提出にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 号ないし議案第 号は、いずれも、平成11年4月1日に篠山町、西紀町、丹南町、今田町が合併し、新たに「篠山町」を設置する、合併関連の議案であります。

議案の説明に先立って、今般の合併に至る経緯をご説明いたします。

多紀郡4町は、ご承知のとおり、一体的な地域を形成し、地理的にも歴史的にも、また、経済・文化・生活の面においても深い結びつきを有してきたところであります。こうした中で、昭和33年の合併協議をはじめとして過去5回の話し合いが持たれてまいりましたが、庁舎位置や財産の問題、町名等で、残念ながら、いずれも不成立となった経緯がございます。

しかしながら、近年、特に多紀郡を取り巻く状況は大きく変化してきており、こうした中、今回、第6回目の合併協議が進められてきたわけでございます。

今回の合併議論のきっかけは、平成4年8月の多紀郡議会議員研修会において、郡が抱える広域課題の解決のため、また、地方分権の受け皿としても個別の町で対応するより、4町が合併して取り組むことが重要であるとのご意見が、議員の皆様の中から数多く出されたことにあります。これを受け、平成8年に、4町の町長、議長、副議長で郡合併研究会を設置いたしましたところでございます。

この合併研究会では、過去5回の合併が進展しなかった経緯を踏まえまして、合併の形式、新町の名称、合併の期日、新町事務所の位置、財産の取扱いという、いわゆる基本的5項目について、合併協議に先立ち、確認を行うとともに、各種の調査や合併後の将来構想(案)の作成、合併研究会だよりの発行、住民説明会、合併シンポジウム等に取り組んでまいりました。

そして、昨年3月には各町議会の議決をいただき、4月には地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく、「篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会」を設置いたしましたところでございます。

この合併協議会には、各町から町長、議長、副議長、学識経験者3名の計6名ずつ、それに県議会議員と県から2名のご参加を得て、総勢27名の委員で、ほぼ1年間をかけて、調整を行ってまいりました。

この間、16回の合併協議会を開催し、また、町議会におかれましても、町合併研究会での検討を進められ、新町建設計画の策定をはじめ、全部で44項目にわたる合併協定項目について調整し、昨日4月27日、合併協定書への調印が行われたところであります。

このように4町の合併協議が整い、合併協定書への調印ができましたことは、合併にたゆまぬ努力を傾注してこられた諸先輩方並びに町議会議員各位のご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。今臨時議会において合併関連議案の議決をいただきますれば、兵庫県及び自治省における一連の手続きを経て、平成11年4月1日に新しい「篠山町」が誕生する運びとなりますので、本日ここに合併関連議案を提出した次第であります。

それでは、議案の説明に入ります。

まず、議案第 号多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合につきましては、篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会において、新町建設計画その他合併に関する協議が相整い、昨日、合併協議会委員の立ち会いのもとで、4町長が合併協定書に調印をいたしましたところでございます。この合併協議会における合意に基づき、篠山町、西紀町、丹南町、今田町を廃止し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 号多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議につきましては、篠山町、西紀町、丹南町、今田町の合併に伴い、4町が所有する財産をすべて、

新しく生まれる「篠山町」に帰属させることについて、地方自治法第7条第4項の規定に基づき、財産処分に関する協議を、別紙のとおり定めようとするものでございます。

次に、議案第 号多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議につきましては、篠山町、西紀町、丹南町、今田町の合併に伴い、議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、経過措置を別紙のとおり4町で協議して定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議会の議員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き、新しい「篠山町」の議員として在任するものでございます。

また、農業委員会の委員につきましては、新たに生まれる「篠山町」に一つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き、新しい「篠山町」の農業委員会の選挙による委員として在任するものであります。

よろしくご審議のうえ、適切なる議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

オ <議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に係る告示>

町告示第 号

平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することに伴う、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下、「合併特例法」という。）により、次のとおり多紀郡町、同郡 町及び同郡 町と協議して定めた。

平成10年 月 日

町長

1 議会の議員の在任

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新たに設置する「篠山町」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期

新たに設置する「篠山町」に一つの農業委員会を置き、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き「篠山町」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 6. 新町建設計画書の協議

2月17日 合併協議会長より兵庫県知事へ新町建設計画について事前協議を行う

	多紀合協第68号
	平成10年2月17日
兵庫県知事 貝原俊民様	
	篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会 会長 森口武治
多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併に係る新町建設計画の事前協議について	
多紀郡4町の合併協議につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、表記の「新町建設計画」について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づく、協議手続きに入るため、別紙により事前協議いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。	

3月5日 兵庫県知事より協議会長へ新町建設計画の事前協議了解する旨電話回答

3月16日 合併協議会長より兵庫県知事へ新町建設計画について正式協議を行う

	多紀合協第72号
	平成10年3月16日
兵庫県知事 貝原俊民様	
	篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会 会長 森口武治
多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併に係る新町建設計画の協議について	
多紀郡4町の合併協議につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、表記の「新町建設計画」について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づく、協議手続きに入るため、別紙により協議いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。	

3月24日 兵庫県知事より協議会長へ新町建設計画について異議無い旨回答

市町第1461号  
平成10年3月24日

篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会  
会長 森口武治様

兵庫県知事  
貝原俊民

多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併に係る新町建設計画について市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づき、平成10年3月16日付多紀合協第72号で協議のありました件について異議はありません。

## 7. 合併申請書の提出と知事決定

### (1) 合併申請書の提出

4町議会の廃置分合議決を受けて、4町長から兵庫県知事宛の「廃置分合申請書」が提出された。

< 廃置分合申請書 >

篠 総第 731 号  
西紀総第 771 号  
丹南総第 1065 号  
今 総第 1470 号  
平成 10 年 7 月 6 日

兵庫県知事 貝原俊民様

篠山町長 瀬戸亀男

西紀町長 森口武治

丹南町長 杉本幸男

今田町長 大上恭平

多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに「篠山町」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 関係書類

- 第1 新町名及び名称選定の理由
- 第2 新町の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 合併予定年月日
- 第4 廃置分合を必要とした理由
- 第5 合併協定書
- 第6 新町建設計画
- 第7 議会の議決書及び会議録の写
- 第8 協議書（写）
- 第9 現況表
- 第10 その他参考資料

目 次		
第 1	新町名及び名称選定の理由	
第 2	新町の事務所の位置及び選定の理由	3
第 3	合併予定年月日	5
第 4	廃置分合を必要とした理由	7
第 5	合併協定書	10
第 6	新町建設計画	21 (別添)
第 7	議会の議決書及び会議録の写	23 (別添)
第 8	協議書(写)	25 (別添)
第 9	現況表	27
	その 1 総括表(1)	28
	その 2 総括表(2)	32
	その 3 各項目における現況表	34
	人口等の状況	35
	各種現況表	52
第10	その他参考資料	161
	その 1 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の沿革	162
	その 2 法定合併協議会関係	165
	その 3 任意合併協議会(合併研究会)関係	180
	その 4 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町位置図	187

(2) 県議会議決から知事の処分決定

平成10年10月26日、先に提出した廃置分合申請に対し、兵庫県知事よりの処分決定書(合併許可書、10月21日付)が兵庫県丹波県民局長より4町長に伝達交付された。

< 処分決定書 >

町の廃置分合処分決定書	
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新たに多紀郡篠山町を設置する。</p>	
平成10年10月21日	
兵庫県知事 貝原俊民 印	

(3) 町の廃置分合告示

平成11年1月13日、町の廃置分合告示(自治省告示第7号)が官報に掲載された。

< 官報告示 >

<p>地方自治法第7条第1項の規定により、兵庫県多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって多紀郡篠山町を置く旨、兵庫県知事から届出があった。</p>	
<p>右の処分は平成11年4月1日からその効力を生ずるものとする。</p>	
平成11年1月13日	
自治大臣 西田 司	

## 8. 市制施行（合併特例法の一部改正）

以前より多紀郡民の悲願である市制施行に関し、機会をとらえて陳情を繰り返し行ってきたところであるが、市制要件緩和へ情勢が動き始めた為、急きよ要望活動を行うこととなった。

11月18日市制移行要望書を兵庫県及び兵庫県議会各会派に提出すると共に、翌日上京し、11月27日からの臨時国会において市制要件の緩和について法律改正の動きに呼応する為、県知事、県議会議長、4町長、4議長の連名で自治省、関係国会議員に市制施行に伴う人口要件の緩和を要望する。

12月3日第144回臨時国会において「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」が、

谷衆議院議員を中心に議員提案され、2005年までの合併に限り市に昇格するための人口要件を現行の「5万人以上」から「4万人以上」に緩和する改正案が衆議院地方行政委員会で可決され、12月4日合併特例法の一部改正法案が衆議院本会議で可決（全会一致）した。12月8日参議員地方行政警察委員会で可決され、12月11日参議院本会議で法律案が可決（全会一致）したのを受けて多紀郡の4町長、篠山・西紀議長、丹南・今田副議長がそろって上京して、各会派及び自治省を訪問した。12月14日、知事、副知事、総務部長、議会会派、町村会等へ4町長及び協議会事務局長が市制施行の挨拶に訪問する。12月18日、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第145号）が公布・施行され、長年の悲願であった篠山市として市制施行することとなった。



市制要件の自治省現地視察（平成10年12月28日）

### （1）市制要件の緩和措置

市制施行要件（市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法による要件）

- 1 人口4万人以上を有すること。（市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第2項）
- 2 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。（地方自治法第8条第1項第2号）
- 3 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。（地方自治法第8条第1項第3号）

「地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」による要件（昭和38年兵庫県条例第74号）

- 1 原則として次の官公署等が設けられていること。
  - ア 地方法務局支局又は同出張所
  - イ 警察署
  - ウ 鉄道の駅
  - エ 税務署
  - オ 電報電話局
  - カ 郵便局

- キ 保健所
- ク 労働基準監督署
- ケ 公共職業安定所

- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校が設けられていること。
- 3 図書館、博物館、公会堂、公園等の文化施設が設けられていること。
- 4 上水道、下水道、ごみ処理場等の施設が設けられていること。
- 5 軌道、バス、定期船等の交通施設が整備されていること。
- 6 銀行の本店又は支店のいずれか2以上及び資本金500万円以上の会社の営業所事業所等が10以上設けられていること。
- 7 病院又は診療所が10以上設けられており、かつ、病院については病床数の総計が60以上及び医師人口が概ね700人に1人以上であること。
- 8 劇場、映画館等の施設が2以上設けられていること。
- 9 都市計画事業が施行されており、かつ、主要幹線街路の舗装等街路施設がある程度整備されていること。
- 10 当該普通地方公共団体の財政状況及びその住民の担税力が十分であり、既存の市に比較しておおむねそん色がないこと。
- 11 商工業その他の都市的業態に従事する者の数が最近5ヶ年間増加の傾向にあり、かつ、将来都市として発展性のあること。

(2) 市制要件の自治省認可

- ア 平成10年12月18日、合併協議会長から県知事宛に「新町建設計画」の変更の事前協議と4町長から知事へ自治省との内協議を依頼

多紀合協第 64 号
平成10年12月18日
兵庫県知事 貝原俊民様
篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会
会 長 森口武治
多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併に係る新町建設計画の変更 について（事前協議）
多紀郡4町の合併協議につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 表記の「新町建設計画」については、平成10年3月24日に貴職から異議のない旨のご回答をいただき、同3月31日に合併協議会において決定したところですが、このたび、市制施行に伴う内容の変更を行う必要が生じたので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づき、協議手続きに入るため、別紙により事前協議いたします。

< 市制施行内協議書 >

篠 総 第 1 1 8 3 号  
 西 紀 総 第 1 3 4 0 号  
 丹 南 総 第 1 8 4 1 号  
 今 総 第 2 3 2 9 号  
 平成 1 0 年 1 2 月 1 8 日

兵庫県知事 貝 原 俊 民 様

篠山町長 瀬 戸 亀 男  
 西紀町長 森 口 武 治  
 丹南町長 杉 本 幸 男  
 今田町長 大 上 恭 平

多紀郡篠山町の市制施行にかかる内協議について

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃しその区域をもって新たに設置する篠山町を篠山市とすることについて、自治大臣と内協議をいただきたく、関係書類を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

関係書類

- 第 1 新市名
- 第 2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第 3 市制施行の希望年月日
- 第 4 市制施行を必要とする理由
- 第 5 申請に至るまでの経過と住民の意向
- 第 6 廃置分合（4町合併）に係る申請書及び処分決定書の写し
- 第 7 議会の議決書及び会議録の写
- 第 8 市の要件に関する調書
- 第 9 その他参考資料
- 第 10 施設等の現況写真及び関係図面

目 次

第 1 新市名	1
第 2 新市の事務所の位置及び選定の理由	3
第 3 市制施行の希望年月日	5
第 4 市制施行を必要とする理由	7
( 1 ) 市制施行を必要とする理由	8
( 2 ) 市制施行の前提となる多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併の概要	9
第 5 申請に至るまでの経過と住民の意向	1 0
第 6 廃置分合（4町合併）に係る申請書及び処分決定書の写し	1 6
第 7 議会の議決書及び会議録の写し	1 9 ( 別冊 )
第 8 市の要件に関する調書	2 1
その 1 総括表	2 2
その 2 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法による要件	2 9
その 3 兵庫県条例による要件	4 9
その 4 市制施行協議基準による要件	1 6 1
第 9 その他参考資料	1 6 4
その 1 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の沿革	1 6 5
その 2 合併協議会関係	1 6 8
その 3 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町位置図	1 8 4
第 10 施設等の現況写真及び関係図面	1 8 7 ( 別冊 )

イ 平成10年12月25日、兵庫県から自治省へ内協議

<兵庫県から自治省へ内協議書>

自治省行政局長 様	市 町 第 1 0 8 7 号 平成10年12月25日
兵 庫 県 総 務 部 長	
多紀郡篠山町の市制施行に係る内協議について	
表記のことについて、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第145号）附則第2項及び第3項の規定に基づき、町を市にすることについて、関係書類を添えて協議いたしますのでよろしくお願い申し上げます。	
記	
1 市名、市の事務所の位置	
2 市制施行を必要とした理由（経緯、県の意見）	
1 関係町の提出資料	

ウ 平成10年12月28日、自治省現地調査：自治法要件、条例要件等審査

エ 平成10年12月28日、兵庫県総務部長より協議会長へ新町建設計画の変更に伴う事前協議について異議ない旨文書回答

篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会 会長 森 口 武 治 様	市 町 第 1 1 1 0 号 平成10年12月28日
兵 庫 県 総 務 部 長	
多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併による市制施行にかかる 「新町建設計画」の変更に伴う事前協議について	
平成10年12月18日付多紀合協第64号で事前協議のありました標記の件について、異議はありません。	

オ 平成11年1月8日、自治省から兵庫県へ内協議に異議のない旨回答

自治振第 1 号 平成10年1月8日
兵庫県知事 殿
自治省行政局長
市制施行の内協議について(回答)
平成10年12月25日付け市町第1087号で内協議のあった兵庫県多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町が市制を施行することについては異議がない。

カ 平成11年1月20日知事から自治大臣へ、市制施行の正式協議

(3) 市制施行議案の町議会議決

平成11年1月14日、4町の臨時議会において市制施行議案を可決する。4町共に全会一致であった。同日、4町長連名で「町を市にすることについて」市制施行を申請する。

ア <議案>

議案第 号
町を市とすることについて
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第145号)附則第2項及び第3項の規定により、平成11年4月1日から多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃しその区域をもって新たに設置する同郡篠山町を篠山市とすることを兵庫県知事に申請するものとする。
平成 年 月 日提出
町長

イ <提案理由説明>

議案第 号、町を市とすることについて、ご説明を申し上げます。

多紀郡は、古くから一つの生活圏を形成し、明治維新までは青山六万石の城下として栄えていました。昭和30年に“昭和の大合併”により2町4村に統合、その後35年に4村が町制施行し、6町となって、50年には篠山町と城東町、多紀町が合併して篠山町となり、現在の4町体制に至っております。

ご承知のとおり、多紀郡におきましては、これまでから、数々の合併協議を行ってまいりました。

第1回の昭和33年の合併協議では、人口3万人で市制が認められる特例により、市制促進協議会を設置し「篠山市」への移行を目指しましたが、財産問題で歩み寄れず、協議は不成立に終わりました。市制問題は昭和35年に再燃し、その際は、郡内各団体から町村合併を進め市制を敷くべきであるとの要望が相次ぎ、多紀郡市制研究会を結成し協議を進め、市の名称を「篠山市」と定めながらも、庁舎位置で合意を得ることができず、市制研究会を解散しております。しかしながら、多紀郡民の合併・市制実現への意向は極めて強く、昭和41年には婦人会や青年団等から市制を求める声が起き、第3回目の合併・市制施行協議に関して地方自治法第252条の2に基づく合併協議会を設置して調整を重ねましたが、庁舎位置及び財産の持ち寄

りで話し合いがつかず、またしても不成立に終わりました。その後、昭和45年には第4回目の、昭和48年には第5回目の合併問題が持ち上がり、住民は市制を期待されましたが、いずれも庁舎位置や財産問題で合意に至りませんでした。

この第5回目の合併協議が不成立となったのを機に、多紀郡はいずれ全郡1市を目指すことを暗黙の前提として、一挙に全郡の大同合併を行うには困難が多いため、将来の郡一本化、市制施行への第1次合併として、昭和50年3月に、篠山町、城東町、多紀町の東部3町が合併し、現在の篠山町が誕生したわけでございます。

その後、郡の抱える広域的課題（水資源対策、ごみ処理場対策、斎場問題等）や地方分権への対応の必要性が議論される中、郡及び各町で平成8年3月に合併研究会（任意協議会）を設置し、また、平成9年4月には法定の合併協議会を設置し、平成11年4月の合併に向け、4町協議を重ねてまいりました。

この合併研究会や合併協議会での協議過程で実施しました住民説明会におきましても、合併と同時の市制施行に対する住民の皆様のご意見を頂戴し、強い思いを受け止めさせていただいたところでございます。合併協議会におきましては、このような状況を踏まえつつ、多紀郡民の長年の悲願であった市制を実現するためにもこの度の合併が必要であるとの共通認識の中、4町合併の協議・調整を進めてきたところであります。

こうしたなか、合併協議会におきまして、平成10年3月31日に44全ての合併協定項目について基本合意を行い、4月27日には4町長による合併協定調印式、また、翌28日には、各町臨時議会におきまして慎重審議の結果、合併関係議案の可決をいただいたところでございます。

その後、合併申請書の作成作業を進め、7月6日に兵庫県知事あてに合併申請書を提出し、9月24日の県議会での可決を経て、10月21日には、兵庫県知事から廃置分合許可処分書（合併許可書）の交付を得たところでございます。

また、この間、市制実現に対する郡民の熱い思いを国に伝えるべく、平成9年11月には郡議長会が、平成10年3月には郡町長会がそれぞれ地元選出の谷洋一衆議院議員や自治省等に市制要件の緩和と財政措置の拡充を要望してまいりました。

さらに、平成10年11月には、県とも協調しながら、4町長があらためて国会議員及び自治省へ、合併に伴う市制要件緩和措置の実現について要望活動を行い、地元の思いを訴えてまいりました。こうした多紀郡4町の思いに特段の配慮をいただき、谷洋一衆議院議員をはじめ県内選出の国会議員や、県議会各会派の絶大なるご支援のなか、先の第144回臨時国会において、議員提案により「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」が提出され、衆・参両院において全会一致の賛同を得まして、昨年12月11日、同法律の成立を得たところでございます。

改正された合併特例法によりますと、「合併に伴い人口が4万人以上の場合は市制施行できる」こととされたほか、特に、多紀郡のために「既に合併申請を行っているが、まだ、合併の期日がきていない場合についても、人口が4万人以上であれば、合併の日に市制施行できる」こととされております。この規定を受けまして、多紀郡4町は合併の日と同日に市制施行することの申請を県知事あてを行うことにより、長年の悲願であった市制の実現が可能となったわけでございます。

言い換えますと、多紀郡4町は、平成11年4月1日に合併し、新たな「篠山町」となることは既に決定しておりますので、その、新しい「篠山町」を同日付けで市に移行する、すなわち、「篠山市」とするというのが、今回の法律で可能となったわけでございます。

そのため、改正法の公布・施行日と同日の昨年12月18日に合併協議会を開催し、「篠山市」としての市制施行を基本合意するとともに、同日付けをもちまして、市制施行に関する内協議書を兵庫県知事あて提出しましたところ、兵庫県では、12月25日付をもって自治省に対し内協議を行っていただいたところでございます。その後、12月28日に自治省の現地調査が行われ、このほど、1月8日付けを持ちまして多

紀郡4町が合併してできる新しい「篠山町」が「篠山市」として市制施行することについて異議のない旨の内示をいただき、本日の議会に提案する運びとなったわけでございます。

そして、本日、本案件をご審議いただき、可決を賜りますれば、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」附則第2項及び第3項の規定により、多紀郡4町が合併してできる新たな「篠山町」を「篠山市」とすることについて、兵庫県知事に対し正式に申請をし、自治省との正式協議を経て、県議会でご審議をいただいた後、県知事の処分決定、自治大臣の官報告示を受け、平成11年4月1日に、合併と同時に市制施行し、「篠山市」として新年度のスタートを切りたいと考えている次第であります。

さて、近年の地方行政を取り巻く情勢を顧みますと、平成10年5月には地方分権推進計画が決定され、今、まさに地方分権が実現・具体化の段階に入ろうとしており、今後、住民に身近な行政サービスはできるだけ市町村が提供していくことが求められていくものと考えます。

こうした状況の中、地理的、歴史的にも経済・文化・生活の面でも一体的な地域を形成し、強い結びつきを有しております多紀郡が、合併と同時の市制施行が実現できますれば、“多紀郡は一つ”また“市制施行”という長年の住民の願いが実現されると同時に、福祉事務所の設置による総合的な福祉行政の展開や介護保険への一体的な取り組みなど、福祉部門をはじめとした住民サービスの充実・向上を図り、より高度で多様な行政施策を展開することが可能となり、住民福祉の一層の増進を図ることが可能となります。

さらに、合併と同時の市制施行により、4町合併後の将来ビジョンである「人と自然が調和した田園文化都市」の実現に向け、一体的な都市計画の実施により自然環境と調和した都市的機能の一層の集積を誘導し、より以上の地域アメニティの向上と地域の均衡ある発展につながることは間違いありません。

最後になりましたが、本日ここに、本町をはじめとする多紀郡4町の歴史の上に記念すべき議案「町を市とすることについて」のご審議をお願いするにあたり、今日までの間、格別のご指導、ご協力を賜りました議員各位及び住民の皆様並びに関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

以上、提案いたしました案件をよろしくご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ウ <市制施行申請書>

篠 総 第 34 号  
西 紀 総 第 71 号  
丹 南 総 第 67 号  
今 総 第 66 号  
平成 11 年 1 月 14 日

兵庫県知事 貝原俊民様

篠山町長 瀬戸亀男  
西紀町長 森口武治  
丹南町長 杉本幸男  
今田町長 大上恭平

町を市とすることについて

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第145号）附則第2項及び第3項の規定により、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃しその区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町を平成11年4月1日から篠山市としたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 新市名
- 第2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 市制施行の希望年月日
- 第4 市制施行を必要とする理由
- 第5 申請に至るまでの経過と住民の意向
- 第6 廃置分合（4町合併）に係る申請書及び処分決定書の写し
- 第7 議会の議決書及び会議録の写
- 第8 市の要件に関する調書
- 第9 その他参考資料
- 第10 施設等の現況写真及び関係図面

目 次

第1 新市名	1
第2 新市の事務所の位置及び選定の理由	3
第3 市制施行の希望年月日	5
第4 市制施行を必要とする理由	7
（1）市制施行を必要とする理由	8
（2）市制施行の前提となる多紀郡篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の合併の概要	9
第5 申請に至るまでの経過と住民の意向	10
第6 廃置分合（4町合併）に係る申請書及び処分決定書の写し	16
第7 議会の議決書及び会議録の写し	19（別冊）
第8 市の要件に関する調書	21
その1 総括表	22
その2 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法による要件	29
その3 兵庫県条例による要件	49
その4 市制施行協議基準による要件	161
第9 その他参考資料	164
その1 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の沿革	165
その2 合併協議会関係	168
その3 篠山町、西紀町、丹南町及び今田町位置図	184
第10 施設等の現況写真及び関係図面	187（別冊）

(4) 市制施行議案の県議会議決

平成11年3月2日、兵庫県議会に於いて、市制施行議案が可決される。

(5) 兵庫県から自治大臣への協議

平成11年3月3日、市制施行議案の県議会可決を受けて、兵庫県から自治大臣へ届出る。

(6) 知事の処分決定

平成11年3月5日、知事の市制施行処分決定書を丹波県民局長から4町長へ伝達交付される。

<処分決定書>

町を市とする処分決定書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第145号）附則第2項の規定により、多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃しその区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町を平成11年4月1日から篠山市とする。

平成11年3月2日

兵庫県知事 貝原俊民

(7) 自治大臣告示

平成11年3月23日付第2590号の官報によって、篠山町を篠山市とする処分が告示される。

<官報告示>

自治省告示第68号

町を市とする処分

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第145号）附則第2項の規定により、兵庫県多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町を篠山市とする旨、兵庫県知事から届出があった。

右の処分は、平成11年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成11年3月23日

自治大臣 野田 毅

## 9. 新市発足に向けた準備体制

(1) 新市発足のための事務調整

平成10年12月7日、国県の市制施行への動きに呼応して、地元4町に於いても市制施行準備に向けて事務調整会議を始めるため、4町の課長級以上の合同会議を開催する。

協議内容は、

1. 市制施行に伴う今後のスケジュールについて
2. 事務機構及び組織と事務分掌について
3. 条例及び事務調整内容の再検討について
4. 事務用品等の取扱いについて

- 5. 各種団体の取扱い
- 6. 上部団体（一部事務組合）の加入等
- 7. 平成11年度予算の概要説明について

市制施行に伴う必置条件である福祉事務所の設置に向けて、平成10年12月10日兵庫県福祉部、兵庫県多紀福祉事務所と事前協議を始める。以後何度となく協議を重ね、受け入れ態勢として福祉事務所準備室を組織する。2月から町職員2名を多紀福祉事務所に研修派遣し、専門職としての研修を受ける。

第2回目の合同会議を平成11年2月25日に開催し、新市の組織機構、合併前後の事務処理等について最終協議を行う。



新市発足事前PR

### (2) 事務所の改修・コンピュータ網の整備

合併に伴う事務事業の本庁機能統合による庁舎の改装と支所機能の充実に伴う庁舎の改修に取りかかる。また市議会議員の1年1ヶ月在任期間延長が決められたことにより議場の対応が迫られ、丹南支所の北庁舎を議場に改修することになった。

新市の組織は本庁舎、5支所、小学校、中学校、公民館、福祉・医療関連施設等に及び多くの施設を擁しており、それらが機能的に連携を図り、住民生活に支障を来さないために情報を共有することが求められ、その為のコンピュータネットワークを構築する必要があった。合併までの2年をかけて調整につとめ各部門で協議をおこなった。

### (3) 条例・規則等の制定

合併と同時に、市長職務執行者による専決処分によって公布しなければならない多くの条例規則がある。従来4町で規定されている多くの条例規則の統合作業が必要であり、2年をかけて調整作業を実施したが、最終的に210件ののぼる条例を専決処分することとなった。



議場準備のため事務所の移動開始

### (4) 旧町の決算・新市の暫定予算

合併による旧4町の決算は、地方自治法施行令により、3月31日をもって打ち切り決算となるため4町の各事務事業担当者は、十分注意をして決算準備にあたる必要があった。特に歳入、歳出の未収、未払い分については、新市の暫定予算に計上する必要があるため、慎重に協議した。

ついで新市の暫定予算については、新市に於いて本予算が計上されるまでの3ヶ月間とし、平成10年度未収、未払い分の予算、4月～6月の3ヶ月分の経常経費とする旨協議了承された。

(5) 組織・機構の整備方針

本庁舎は、篠山町役場に決定したが、スペースが不足するため周辺施設（篠山市民会館、旧篠山町商工会館、丹波杜氏酒造記念館等）を活用し、議場及び教育委員会は、丹南庁舎に設置した。組織は、15部（支所含む）31課、118係とし、市長部局には6部（政策部、総務部、生活部、保険福祉部、産業経済部、建設部）、18課、51係が配置された。なお、福祉事務所は、保健福祉部に設置することとなった。さらに、5つの支所（城東、多紀、西紀、丹南、今田）を配置すると共に、それぞれの支所には、本庁が直轄する現地事務所（農林、建設及び企業関係）を設置した。



本庁舎事務机等配置作業

(6) 職員の配置

職員の配置については、合併時の混乱を避けることを第一に、限られた職員数の中で適正配置を考えるということになった。組織機構で言及したように、本庁舎の収容定数が220名程度と考えられていたのので、一部本庁舎周辺施設への分散配置もやむをえないということと、教育行政は丹南庁舎に設置することになった。この様な中での職員配置について合併当初は、ほぼ現状の職務を引き継ぐ内容になった。

(7) 篠山市長職務執行者に関する協議

平成11年3月8日、新市長誕生までの市長職務執行者について、かねてより協議されていたが、町長会において、合併協議会長である森口武治西紀町長が就任することに決定し、協議書が作成された。

< 協議書 >

平成11年3月8日			
協 議			
篠 山 町 長	西 紀 町 長	丹 南 町 長	今 田 町 長
印	印	印	印

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町を平成11年4月1日から篠山市とすることに伴う篠山市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第1条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定める。

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合  
及び市制施行に伴う篠山市長職務執行者に関する協議書

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって設置されるべき多紀郡篠山町を平成11年4月1日から篠山市とすることに伴う篠山市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

篠山市長職務執行者 森 口 武 治

平成11年3月8日

篠山町長 瀬 戸 亀 男

西紀町長 森 口 武 治

丹南町長 杉 本 幸 男

今田町長 大 上 恭 平

## 10. 閉町式

昭和の大合併といわれた昭和30年から約半世紀、それぞれに慣れ親しんだ町が合併によって無くなる寂しさは、町民誰もが感じるところである。合併を間近に控えた3月、それぞれの町で閉（解）町式典が催された。

### （1）篠山町

篠山町の解町式は、合併を目前にひかえた3月27日、中央公民館で行われた。篠山町は、昭和50年、将来の多紀郡合併を見越して、多紀郡東部3町が合併したが、今回長年の悲願であった多紀郡合併がようやく実現することとなった。当日は、町内の各種団体代表者、町政経験者ら約100名が出席し、町長の挨拶の後、町政功労者約80名に感謝状を贈り、全員で町歌を合唱して町の幕を下ろした。

### （2）西紀町

西紀町の閉町式は、篠山町と同日の3月27日、役場庁舎で行われた。西紀町は、昭和30年に3村が合併して今日に至っていたが、今回の合併で町の歴史を閉じることとなった。当日は、町3役OBや各地区代表、新旧町議、町職員等約80名が出席し、町の足跡を記した記念碑の除幕を行い、庁舎内で町長の挨拶の後、町政功労者等16名に感謝状を贈り、寄せ書きをして別れを惜しんだ。

### (3) 丹南町

丹南町の閉町式は、3月19日、丹南町立四季の森会館大ホールで行われ、町民代表者、町職員等400名が出席した。式典では、丹南町歌を皮切りに、杉本町長の式辞の後、町政に功労のあった各種委員等役職者、総代に対し感謝状が贈られ、最後に丹南音頭の演舞で式典を閉じた。丹南町は昭和30年に4村が合併して今日に至っていたが、今回の合併で43年11ヶ月の歴史を閉じることとなった。



丹南町閉庁式

### (4) 今田町

今田町の閉町式は、合併を1週間後にひかえた3月25日、町民ホールで行われた。今田町は、明治の合併で今田村として発足以来、今回の合併までに昭和35年に町制施行したのみで、110年の間、合併には無縁であった。当日は、町内の各種団体代表者、町政経験者ら約150名が出席し、町長の挨拶の後、町政功労者等30名に感謝状を贈るとともに、式典後のパーティで出席者一同今田町の思い出を語り合っていた。

### (5) 4町閉庁式

平成11年3月31日、多紀郡4町は、業務終了後それぞれ「閉庁式」を行い、町役場の看板を取り外した。

## 1 1 . 合併協議会の協議経過

平成 9 年

4 月 1 日 事務協議書作成（5 項目の確認）

- 1 会長、副会長の選任
- 2 監査委員の選任について
- 3 協議会の設置について（告示 4 月 1 日、届け出 4 月 1 日）
- 4 会計年度について
- 5 文書記号について（多紀合協第 号）

合併協議会発足式（4 町長、議長、副議長、県会議員、広域助役出席）

- 1 辞令交付
- 2 森口会長あいさつ
- 3 酒井県会議員お祝いの言葉
- 4 畑副会長閉会あいさつ
- 5 協議会看板取り付け

事務局職員

事務局長	上田多紀夫(篠山)	次 長	大西 稔(兵庫県)	局長補佐	鷲尾 隆円(丹南)
課長補佐	森本 繁(篠山)	係 長	大前 力(今田)	係 長	田中 義明(西紀)
主 査	梶谷 茂広(丹南)	主 査	赤松 一也(篠山)	事 務 員	池田 陽子(臨職)

4 月 1 0 日 第 1 回幹事会

4 月 1 5 日 第 1 回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ（森口武治西紀町長）（要旨）

歴史的な第 1 回の合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。長年の懸案でありました、多紀郡 4 町の合併協議会が正式にスタートし、いよいよ本格的な協議に入り逐次審議していただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い致します。

さて、多紀郡 4 町はご承知のとおり、一体的な地域を形成し、地理的にも歴史的にも、経済、文化、生活の面でも深い結び付きを有して来たところでもあります。こうした中で、昭和 33 年を第一回の合併協議を初めとして、過去 5 回の話し合いが持たれて参りましたが、庁舎位置、財産問題、町名等でいづれも不成立という結果となっております。

今回の合併協議は過去 5 回の協議が進展しなかった経緯を踏まえまして、平成 8 年 3 月に郡合併研究会を設置し、合併すべく行財政関連調査、合併の将来構想の策定、住民説明会、合併シンポジウム等合併問題に取り組んで参りました。

また、合併の先進地であります、岩手県の北上市、東京都のあきる野市を視察し、勉強もして参りました。

今日このように法定協議会が正式にスタートさせる事ができ、感無量でございます。これからは、この協議会を中心と致しまして、細かい協議に入るわけでございます。どうか、ひとつお互いに相互互譲の精神に基づいて、この協議会の目的が一日も早く達成させられますように、特段のお力添え、ご協力をお願いするものであります。

本日、ご出席の皆さんは、議会を代表をする方、そして地域を代表する方、兵庫県からは県会議員と職員 2 名の方に参加をいただいております。多紀郡 4 町で総勢 27 名のメンバーで協議が進められることとなります。

皆様には、これからお忙しい中をご出席をいただく訳ですが、合併に向け、大きな実りをもたらす新町がスタートできますよう心からお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。

- 3 協議書及び事務打合せ報告
- 4 委員の委嘱状交付
- 5 幹事、事務局の紹介

#### 協議日程

##### 報告

合併に関する経過報告

##### 議題

##### 報告事項

- 報告 1号 合併協議会規約の報告について
- 報告 2号 合併協議会会長、副会長及び委員の選任協議結果の報告について
- 報告 3号 平成9年度合併協議会予算について
- 報告 4号 合併協議会幹事会設置要領の報告について
- 報告 5号 合併協議会事務局規程の報告について

##### 議決事項

- 議案第 1号 監査委員の同意について

##### 協議事項

- 協議第 1号 将来構想（案）について
- 協議第 2号 合併協定項目について
- 協議第 3号 合併協議会日程（案）について
- 協議第 4号 第2回合併協議日程について

#### 6 閉会

##### [報告結果]

合併に関する取り組み経過が報告がなされた。

##### [協議結果]

将来構想（案）、合併協定項目、合併協議会日程は確認された。「第2回協議会日程」は、毎月第4金曜日を目安として開催する。次回協議会は、5月23日（金）午後1時30分から、丹波杜氏酒造記念館で開催する。

5月13日 第2回幹事会

5月23日 第2回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

##### 議題

##### 協議事項

- 協議第 5号 合併の方式について
- 協議第 6号 合併の期日について
- 協議第 7号 新町の名称について
- 協議第 8号 新町の事務所の位置について
- 協議第 9号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 10号 新町建設計画（策定方針）について

#### 提案事項

- ・地方税の取扱いについて
- ・使用料・手数料の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「合併方式」、「合併の期日」、「新町の名称」、「新町事務所の位置」、「財産及び債務の取扱」については、次回の協議会で継続協議を行うことで確認した。新町建設計画（策定方針）については、次の通り確認した。

- 1 本計画は、篠山町、西紀町、丹南町、今田町の合併後の新町を建設していくため基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、4町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。
- 2 本計画は、新町を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。
- 3 本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成11年度から平成20年度までの10ケ年に係るものとする。
- 4 新町建設計画の基本方針を実現するために当たっては、21世紀を展望した長期的視野に立つものとする。
- 5 新町建設計画の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。
- 6 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- 7 新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

6月13日 第3回幹事会

6月27日 第3回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

- 協議第 5号 合併の方式について
- 協議第 6号 合併の期日について
- 協議第 7号 新町の名称について
- 協議第 8号 新町の事務所の位置について
- 協議第 9号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第10号 新町建設計画（策定方針）について
- 協議第11号 地方税の取扱いについて
- 協議第12号 使用料・手数料の取扱い（1）について

##### 提案事項

- ・使用料、手数料等の取扱い（2）について
- ・一部事務組合の取扱いについて

- ・町、字の区域及び名称の取扱いについて
- ・町の慣行の取扱いについて
- ・消防の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「合併の方式」、「合併の期日」、「新町事務所の位置」、「財産及び債務の取扱い」、「地方税の取扱い」、「使用料・手数料等の取扱い(1)」及び「新町建設計画策定方針」は、確認された。なお、「新町の名称」は、4町の町長・議長で構成する小委員会を設置して手法等の調整協議をおこなうこととし、次回以降の継続協議となった。

7月10日 第1回小委員会

#### [ 協議結果 ]

正・副委員長の互選が行われ委員長に森口会長、副委員長に畑副会長が選任、また小委員会の位置付けについて協議が行われた。その結果最高機関として決定事項は尊重することとなった。新町名について住民からアイデア募集を行い、その結果により協議会で決定する。募集は、「合併協議会だより」第3号でおこなう。

7月11日 第4回幹事会

7月25日 第4回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会(委員交代 上田 松本)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

- 協議第 7号 新町の名称について(継続協議)
- 協議第12・2号 使用料・手数料等の取扱い(2)について
- 協議第13号 一部事務組合の取扱いについて
- 協議第14号 町・字の区域及び名称の取扱いについて
- 協議第15号 町の慣行の取扱いについて
- 協議第16号 消防の取扱いについて

##### 提案事項

- ・公共的団体の取扱いについて
- ・各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
- ・納税関係の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「使用料・手数料の取扱い(2)」、「一部事務組合の取扱い」、「町・字の区域及び名称の取扱い」、「町の慣行の取扱い」及び「消防の取扱い」は確認された。また「新町の名称」については、小委員会での協議結果を踏まえ、「合併協議会だより」第3号紙面で住民からアイデア提案を求め、提案結果を参考に合併協議会で協議決定する。

8月 8日 第5回幹事会

8月22日 第5回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

#### 協議事項

- 協議第 17号 公共的団体の取扱いについて
- 協議第 18号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 19号 納税関係の取扱いについて

#### 提案事項

- ・広域行政事務組合の取扱いについて
- ・各種福祉制度の取扱いについて
- ・町立学校（園）の通学区域の取扱いについて
- ・行政区の取扱いについて
- ・電算システム事業の取扱いについて
- ・姉妹都市の取扱いについて
- ・広報広聴関係事業の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「公共的団体等の取扱い」、「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」、「納税関係の取扱い」は確認された。なお、「合併協議会だより」第3号を発行し、「新町の名称」アイデアの募集を開始。また、「新町建設計画」の策定作業について、進捗状況の報告をおこなった。

8月28日 第6回幹事会

9月11日 第7回幹事会

9月26日 第6回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

#### 議題

#### 協議事項

- 協議第 7号 新町の名称について（名称アイデア提案結果報告）
- 協議第 20号 広域行政事務組合の取扱いについて
- 協議第 21号 各種福祉制度の取扱いについて
- 協議第 22号 町立学校（園）の通学区域の取扱いについて
- 協議第 23号 行政区の取扱いについて
- 協議第 24号 電算システム事業の取扱いについて
- 協議第 25号 姉妹都市の取扱いについて
- 協議第 26号 広報広聴関係事業の取扱いについて

#### 提案事項

- ・防災関係の取扱いについて
- ・診療所（直営）の取扱いについて
- ・ゴミ収集運搬業務の取扱いについて
- ・商工、観光事業の取扱いについて
- ・建設関係事業の取扱いについて
- ・教育協議会の取扱いについて
- ・学校教育関係の取扱いについて
- ・社会教育関係の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「新町名の名称」は、アイデア募集結果を報告し、それらを参考に、協議会において継続協議する。「広域行政事務組合の取扱い」、「各種福祉制度の取扱い」、「町立学校（園）の通学区域の取扱い」、「行政区の取扱い」、「電算システム事業の取扱い」、「姉妹都市の取扱い」、「広報広聴関係事業の取扱い」は確認された。また、「新町建設計画」の策定状況について、骨子案の報告をおこなった。

#### [ その他 ]

「5団体」質問状の回答は会長、副会長に一任。今後の協議会日程10月28日（火）、11月28日（金）、12月12日（金）、郡内現地視察10月20日（月）、住民説明会11月中旬。

10月 2日 第8回幹事会

10月 9日 第9回幹事会

10月15日 第10回幹事会

10月28日 第7回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

協議第 7号 新町の名称について（継続協議）

協議第27号 防災関係の取扱いについて

協議第28号 診療所（直営）の取扱いについて

協議第29号 ゴミ収集運搬業務の取扱いについて

協議第30号 商工・観光事業の取扱いについて

協議第31号 建設関係事業の取扱いについて

協議第32号 教育協議会の取扱いについて

協議第33号 学校教育関係の取扱いについて

協議第34号 社会教育関係の取扱いについて

##### 提案事項

・保健衛生の取扱いについて

・農林業関係事業の取扱いについて

### 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「新町名の名称」は、次回の協議会において具体的名称の決定に向けて継続協議。「商工・観光関係事業の取扱い」も継続協議。「防災会議の取扱い」、「診療所（直営）の取扱い」、「ごみ収集運搬業務の取扱い」、「建設関係事業の取扱い」、「教育協議会の取扱い」、「学校教育関係の取扱い」、「社会教育関係の取扱い」は確認された。「新町建設計画（案）」について報告。その他・11月の住民説明会は、延期する。

11月12日 第11回幹事会

11月17日 第12回幹事会

11月28日 第8回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

## 議題

### 協議事項

- 協議第 7号 新町の名称について（継続協議）
- 協議第30号 商工観光事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議第35号 保健衛生の取扱いについて
- 協議第36号 農林関係事業の取扱いについて

### 提案事項

- ・ 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・ 農業委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・ 一般職の職員の身分の取扱いについて
- ・ 特別職等の身分の取扱いについて
- ・ 国民健康保険の取扱いについて
- ・ 水道（簡易水道）事業の取扱いについて

## 3 閉会

### [ 協議結果 ]

「新町の名称」は、4町の町長・議長で構成する小委員会を設置し、調整する。「商工・観光関係事業の取扱い」は、一部、保留となった。「保健衛生の取扱い」、「農林業関係事業の取扱い」は確認された。又、「新町建設計画」（案）の検討をおこなった。

12月 4日 第13回幹事会

12月 8日 第2回小委員会

「新町の名称」について協議する。

12月12日 第9回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

## 議題

### 協議事項

- 協議第 7号 新町の名称について（継続協議）
- 協議第30号 商工・観光事業の取扱いについて（継続事業）
- 協議第37号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第38号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第39号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第40号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第41号 国民健康保険の取扱いについて
- 協議第42号 水道（簡易水道）事業の取扱いについて
- 協議第43号 新町建設計画（案）について

### 提案事項

- ・ 事務機構及び組織の取扱いについて
- ・ 下水道事業の取扱いについて
- ・ 社会福祉協議会の取扱いについて

## 3 閉会

### [ 協議結果 ]

「新町の名称」は、4町の町長・議長で構成する小委員会で引き続き協議、調整を進

める。「商工・観光関係事業の取扱い」、「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職等の身分の取扱い」、「国民健康保険の取扱い」は確認された。尚、「農業委員の定数及び任期の取扱い」、「水道（簡易水道）事業の取扱い」は、継続協議となった。また、「新町建設計画（案）」について、提案し検討をおこなった。

12月26日 第3回小委員会

「新町の名称」について協議する。

12月29日 第10回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

1 開会

2 会長あいさつ

議題

協議事項

協議第7号新町の名称について

3 閉会

[協議結果]

「新町の名称」は、小委員会で協議を進めたが、意見の一致を見るに至らなかったため、4町長に委ねることになり、町長会を開催して調整をおこない、その結果に基づき小委員会として決定した。この結果を報告し、協議会で確認をおこなったところ、新町の名称は『篠山町』とすることとなった。

新町の名称に関する協議経過及び決定理由

(1) 協議経過

H9. 4. 15 第1回合併協議会 合併協定項目を報告。（新町の名称含む）

H9. 5. 23 第2回合併協議会 名称は「篠山を入れた名称」協議方針を確認

H9. 6. 27 第3回合併協議会 名称決定の手法を小委員会（町長・議長）に付託

H9. 7. 10 第1回小委員 「篠山を入れた名称」住民のアイデア募集決定

H9. 7. 25 第4回合併協議会 小委員会での調整結果を了承

H9. 8. 20 「合併協議会だより」第3号発行 住民からアイデア募集（9/17締切）

H9. 9. 26 第6回合併協議会 アイデア募集結果報告（応募総数385件63種類）

H9. 10. 27 第7回合併協議会 継続協議

H9. 11. 28 第8回合併協議会 調整の為、小委員会（町長、議長）設置

H9. 12. 8 第2回小委員会 継続協議方針を決定

H9. 12. 12 第9回合併協議会 小委員会で継続協議報告

H9. 12. 26 第3回小委員会 最終調整を4町長に委ねるとして、小委員会を休会し、急ぎ町長会を開催する。町長会では、新町名を「篠山町」とすることで調整した。その後、小委員会は休会を解き、町長会の結果を受けて「篠山町」とすることに決定した。

H9. 12. 29 第10回合併協議会 小委員会の結果を受け、「篠山町」とすることを確認

(2) 決定理由

- ・「篠山」という名称は、多紀郡を代表する名称として住民に定着しており、いわば郡の共有財産である
- ・「篠山」という名称は、歴史と伝統を備えた名称である
- ・「篠山」という名称は、全国的にも知れ渡った抜群の知名度を有する

- ・住民からのアイデア募集においても「篠山町」が約半数を占め、住民の中からも「篠山町」がふさわしいとする意向が最も高かった
- ・新町における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を生かせる名称である等

平成10年



新町名発表

1月12日 第14回幹事会

1月23日 第11回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

1 開会

2 会長あいさつ

議題

協議事項

協議第38号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第42号 水道（簡易水道）事業の取扱いについて（継続協議）

協議第43号 新町建設計画（案）について（継続協議）

協議第44号 事務機構及び組織の取扱いについて

協議第45号 下水道事業の取扱いについて

協議第46号 社会福祉協議会の取扱いについて

提案事項

・同和対策事業の取扱いについて

・若者定住促進対策の取扱いについて

3 閉会

[ 協議結果 ]

「下水道事業の取扱い」、「社会福祉協議会の取扱い」は確認された。なお、「農業委員会の定数及び任期」、「水道（簡易水道）事業の取扱い」、「事務機構及び組織の取扱い」は、継続協議となった。また、「新町建設計画（案）」は引き続き検討をおこなった。

1月30日 第15回幹事会

2月10日 第16回幹事会

2月13日 第12回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

- 協議第38号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- 協議第42号 水道（簡易水道）事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議第43号 新町建設計画（案）について（継続協議）
- 協議第44号 事務機構及び組織の取扱いについて（継続協議）
- 協議第47号 同和対策の取扱いについて
- 協議第48号 若者定住促進対策の取扱いについて

- 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「農業委員の定数及び任期の取扱い」、「事務機構及び組織の取扱い」、「若者定住促進対策の取扱い」は確認された。なお、「水道（簡易水道）事業の取扱い」は町長、議長で構成する小委員会を設置し、調整に努めることとなった。さらに、「同和対策の取扱い」は、継続協議となった。

2月19日 第4回小委員会

3月6日 第13回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

- 協議第42号 水道（簡易水道）事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議第47号 同和対策の取扱いについて（継続協議）

##### 提案事項

- ・条例、規則等の取扱いについて

- 3 閉会

#### [ 協議結果 ]

「水道（簡易水道）事業の取扱い」は、4町の町長、議長で構成する小委員会において、引き続き協議、調整を進める。また、「同和対策の取扱い」は4町の町長・議長で構成する小委員会において調整を進める。

3月12日 第5回小委員会

3月21日 第14回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

#### 議題

##### 協議事項

- 協議第42号 水道（簡易水道）」事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議第47号 同和対策の取扱いについて（継続協議）
- 協議第49号 条例規則等の取扱いについて

- 3 閉会（畑副会長）

#### [ 協議結果 ]

「水道（簡易水道）事業の取扱い」、「同和対策の取扱い」は、4町の町長・議長で構成する小委員会での協議・調整結果に基づき確認された。また、「条例、規則の取扱い」は、提案どおり確認された。

3月31日 第15回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

議題

報告 合併協定項目について（44項目再確認）  
新町建設計画最終確認（協定項目22）

- 3 閉会

[ 報告結果 ]

合併協議会において、これまで確認してきた合併協定項目について、全てまとめ、整理のうえ、合併協議会に改めて報告した。また、新町建設計画の県知事との正式協議が整った旨、報告した。

4月8日 第6回小委員会

4月15日 第17回幹事会

4月27日 第16回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

協議日程

報告

平成9年度決算及び監査報告について  
平成10年度予算について

- 3 その他

合併調印式の要領説明

- 4 閉会

[ 報告結果 ]

平成9年度決算及び監査結果を報告。平成10年度予算を報告し承認を得た。合併調印の概要説明。

合併協定調印式

- 1 開会 石田助役
- 2 合併の経過報告 高見助役
- 3 合併協定書の朗読 加久田助役
- 4 合併協定書調印 4町長
- 5 立会人署名 合併協議会委員
- 6 あいさつ 森口会長
- 7 閉会あいさつ 木村助役

終了後 記者会見

4月28日 合併関係議案4町議決

篠山町 議決状況 記名投票 賛成13名 反対4名  
西紀町 議決状況 記名投票 賛成11名 反対0名

丹南町 議決状況 (1名欠席、1名欠員)  
記名投票 賛成11名 反対2名  
今田町 議決状況 (1名欠員)  
記名投票 賛成 7名 反対3名

5月 6日 第18回幹事会

6月15日 第17回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

1 開会

2 会長あいさつ

協議日程

報告

平成10年度合併協議会の運営について

平成10年度合併事務調整の方法及び日程について

3 その他

4 閉会

[ 報告結果 ]

行政の各分野毎に専門部会(担当課長会)を設置し、概ね9月20日に調整が終了できるよう合併事務調整を進める。今後、協議会を必要に応じ随時開催し、主な調整結果等について報告予定であること等を説明。

7月27日、28日、30日 第19回幹事会

8月19日 第7回小委員会(教育長含)

8月25日、26日、28日、31日 第20回幹事会

9月24日 兵庫県議会廃置分合議案議決

9月25日 第21回幹事会

~29日

10月16日 第8回小委員会

10月19日 第9回小委員会

10月21日 廃置分合処分決定書を知事から自治大臣へ届出

10月26日 廃置分合申請に対する知事の処分決定書(合併許可書、10月21日付)丹波県民局長から多紀郡4町長へ伝達交付

11月16日 第18回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

1 開会

2 会長挨拶

協議日程

報告

・新町の組織、機構について

・事務事業の調整結果について

・今後のスケジュールについて

・その他

3 閉会

[ 報告結果 ]

6月~9月末を目安に、4町の担当課や幹事会を中心に、事務調整を重ね、概ね調整ができたので、その調整結果を報告。また、この調整結果を基に担当課長会(11月2

0日)を開催し、新町に向けてスケジュールどおり進めることも併せ報告。

11月16日 第10回小委員会(戸籍統合、新町PRの方法、新町開庁式典関係について)

12月1日 第22回幹事会(市制施行問題)

12月5日 第11回小委員会(副議長含)

市制施行に伴う今後の日程確認

新市の名称、字の名称について

事務機構及び組織、福祉事務所設置について

12月18日 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成10年法律第145号)公布・施行

第19回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

1 開会

2 会長挨拶

協議日程

協議

協議第50号 新市の名称について

協議第51号 新市の事務機構及び組織について

協議第52号 新市建設計画(案)について

協議第53号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

3 閉会

[協議結果]

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第145号)が12月18日に公布・施行されたことに伴い、同日、協議会を開催し、市制施行に向けての基本事項の確認をおこなった。

多紀郡4町は平成11年4月1日に「篠山市」を目指す。

新市に設置される保健福祉部内に福祉事務所の機能を位置付ける。

「新町建設計画」を「新市建設計画」へ、字句の修正や福祉事務所設置に伴う所要の見直しを図り、県と協議手続きに入る。

新市の字の名称は、現在の今田町の区域については、従前の大字名の前に今田町を付けた名称とする。

第12回小委員会(協議会終了後)

12月28日 市制施行にかかる自治省現地調査(自治法要件、条例要件等審査)

自治省行政局振興課2名

兵庫県総務部市町振興課3名

合併協議会(4町長、4町助役、事務局職員)

平成11年

1月11日 第13回小委員会

1月13日 町の廃置分合告示(自治省告示第7号)

1月14日 市制施行にかかる臨時議会(4町共に全会一致で市制施行にかかる議案を可決)

4町長連名で「町を市にすることについて」市制施行申請。

1月18日 新市建設計画について正式協議の結果、知事から異議ない旨回答

1月20日 知事から自治大臣へ、市制施行の正式協議

2月1日 新市建設計画を自治大臣に送付

- 2月13日 第14回小委員会
- 2月22日 県議会に市制施行議案を提案
- 3月 2日 県議会で市制施行議案を可決  
知事の市制施行処分決定（「町を市とする処分決定書」）
- 3月 3日 知事から自治大臣へ「町を市とする」届出
- 3月 5日 知事の市制施行処分決定書が丹波県民局長から4町長へ伝達交付
- 3月15日 第20回篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会

- 1 開会
- 2 会長挨拶  
協議日程

報告

- ・条例・規則の取扱いについて
- ・今後のスケジュールについて
- ・同和対策の取扱いについて
- ・その他

- 3 閉会

[報告結果]

合併協議会は、3月31日に解散手続きをおこなう旨を報告。条例、規則については一覧表で条例212項目、規則202項目の説明をおこなった。同和対策については人権教育等の推進に向け新市で取り組む旨、報告した。今後のスケジュールについては4月1日の開庁式及び開庁式典の日程を報告した。



第20回篠山町、西紀町、丹南町、今田町合併協議会

- 3月19日 丹南町閉町式
- 3月23日 第2590号の官報によって、篠山町を篠山市とする処分が告示される。
- 3月25日 今田町閉町式
- 3月27日 篠山町解町式  
西紀町閉町式
- 3月31日 4町閉庁式  
合併協議会事務局解散  
4町の3月定例議会で地方自治法による法定協議会の解散議決を3月31日付けで得た

め、合併協議会の看板を取り外し、事務局を閉じた。

平成9年4月15日～平成11年3月31日間の各会議開催回数

篠山町・西紀町・丹南町・今田町合併協議会	20回
小委員会	14回
幹事会	22回

## 第4章 篠山市誕生

### 1. 開庁式等

#### (1) 篠山市本庁及び5支所開庁式と開庁式典

平成11年4月1日、篠山市が発足した。本庁をはじめ5支所においては、業務開始前の午前8時から開庁式を開催した。午後からは、たんば田園交響ホールにおいて国、県、地元団体等の出席を得て、開庁式典を開催した。また、合併に伴う事務手続きも多くあり、多忙な1日となった。

#### 《第1部》篠山市役所及び各支所開庁式

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日 時  | 平成11年4月1日(木) 8:00~8:30(業務開始前)  |
| 2 場 所  | 篠山市役所本庁舎及び各支所(城東支所、多紀支所、西紀支所、丹南支所、今田支所)<br>計6ヶ所                              |
| 3 参加者  | 行政関係者、旧三役、市議会議員、地域住民等  |
| 4 式典内容 | 開 会<br>市長職務執行者あいさつ<br>議会代表者あいさつ<br>「篠山市役所」玄関前銘板の除幕<br>テープカット<br>くす玉割り<br>閉 会 |

#### 開庁式での篠山市市長職務執行者あいさつ

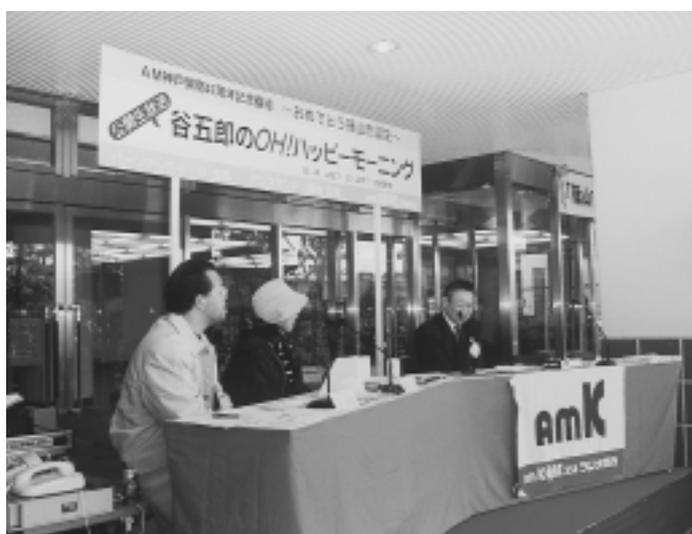
新『篠山市』の誕生と開庁式に当たり、ご臨席の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

本日、多紀郡の長年の懸案でありました多紀郡篠山町、西紀町、丹南町、そして今田町の4町が合併・市制施行を果たしまして、面積は神戸市に次いで2番目の377.61平方キロメートル、人口は4万7千人あまりの行政規模となり、市制施行におきましては、全国では昨年の10月に福岡県の高賀市に次いで671番目、兵庫県では加西市以来実に32年ぶり2番目の新生『篠山市』がここに誕生し発足いたしました。

多紀郡の合併・市制施行は郡民四十年來の悲願でありこれが実現できましたことは誠に感慨無量であり、心から溢れる喜び一杯でございます。

この歴史的な合併・市制施行の実現に至るまでご尽力いただきました関係各位に対し、深く感謝を致しますと共に、暖かいご理解を賜りました市民各位に心から感謝を申し上げます。

さて、今回の合併・市制施行は、地理的にも歴史的にも深いつながりを有してきた多紀郡四町が新しい『田園文化都市づくり』と地方分権の



篠山市誕生公開生放送

担い手、さらに多紀郡の共通課題の早期解決等さまざまな行政課題に責任を持って取り組んでいけるような行政規模の再編が必要となり、より厳密にそしてより大きく飛躍・発展するためになされたものでございます。

この合併・市制施行を進めるに当たりましては、研究会、法定協議会を設置いたしまして慎重な審議を重ね、各町で住民の皆様方にご理解をいただくための合併説明会の開催、研究会だより及び協議会だよりの発行等に取り組んで参りました。そして住民の皆様方の合意を得る中で本日ここに合併と市制施行の記念すべき日を迎えるに至ったわけでございます。

本日から、新「篠山市」の住民サービスの拠点として、旧篠山町庁舎を本庁とし、それぞれの庁舎を支所として活用し、今までと同様に住民の皆様にご不便ご迷惑をかけないような対応に努め、合併して良かったと言われるようなまちづくりを住民の皆様と共に進めてまいりたいと思います。

21世紀も間近であります。21世紀に羽ばたく、新「篠山市」の飛躍、発展のために、ご臨席の皆様のご更なるご指導と、ご鞭撻をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 《第2部》篠山市開庁式典

- |         |                                     |                |
|---------|-------------------------------------|----------------|
| 1 日 時   | 平成11年4月1日(木)                        | 12:30~13:30    |
| 2 場 所   | たんば田園交響ホール(銘板の除幕は市役所庁舎前庭園)          |                |
| 3 参 加 者 | 来賓、旧三役、市議会議員、行政委員会委員、各種団体代表者、市幹部職員等 |                |
| 4 式典内容  | 女性合唱団によるコーラス                        |                |
|         | 開 会                                 |                |
|         | 式 辞                                 | 篠山市長職務執行者 森口武治 |
|         | あいさつ                                | 市議会代表 畑 俊三     |
|         | 来賓祝辞                                | 兵庫県知事 貝原俊民 氏   |
|         |                                     | 衆議院議員 谷 洋一 氏   |
|         |                                     | 県議会議員 酒井隆明 氏   |
|         | 閉 会                                 |                |
|         | (市役所庁舎前庭園に移動)                       |                |
|         | 「篠山市役所」銘板の除幕(来賓、市長職務執行者、市議会代表外)     |                |
|         | 終 了                                 |                |

### 開庁式典における篠山市市長職務執行者の挨拶

本日、住民各位の熱い期待を受けながら、ここに新『篠山市』が誕生いたしました。

新しく出発する『篠山市』は、面積が神戸市に次ぐ2番目の377.61平方キロメートル、人口は4万7千人あまりの行政規模となり、市制施行におきましては、全国では昨年の福岡県古賀市に次いで671番目、兵庫県では加西市以来実に32年ぶりに22番目の新生『篠山市』がここに誕生し発足いたしました。多紀郡に取りましては、まさに歴史的な幕開け



「篠山市役所」銘板の除幕

の日を迎えたわけでございます。

なお、当式典に先立ちまして午前8時から、本庁並びに五支所で地域住民の方々と開庁式を行いまして、篠山市の誕生を共に喜び合ったことをご報告させていただきます。

さて、本日の篠山市開庁式典には、公私何かとご多用のところ、貝原県知事様、谷衆議院議員様、そして酒井県会議員様をはじめ、多くのご来賓の皆様方のご臨席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

また、この歴史的な合併・市制施行に暖かいご理解とご尽力を賜りました国会、県議会並びに国、県関係者の皆様方に衷心より感謝を申し上げます。申し上げるまでもなく、今回の合併・市制施行は、地理的にも歴史的にも深いつながりを有してきた多紀郡4町が、広域的課題の早期解決や地方分権への対応の必要性が議論される中、合併研究会、法定協議会を設置いたしまして、慎重な審議を重ね、各町で住民の皆様方にご理解をいただくための合併説明会の開催や、研究会だよりを4回、協議会だよりを11回発行する等、住民啓発に取り組んで参りまして、本日ここに合併と市制施行の日を迎えるに至った事は、誠に感無量でございます。

この合併に至りました経緯は、先人、先輩の多くの方々が多紀郡を市にしようではないか、あるいは社会の進展に伴い住民生活に対応できる行政規模を再編しようではないかと多紀郡では昭和33年に第1回目として、昭和48年までに5回の合併協議がなされて参りましたが、いずれも新たな歴史を刻むことができませんでした。

しかし、平成4年8月でございましたが、多紀郡の議会議員研修で、いずれは多紀郡の共通課題の早期解決や地方分権の担い手として合併問題が議論されるであろうということから合併問題に発展したわけでございます。

その後、町長会・議長会で議論を交わしながら、平成8年3月には任意の組織であります合併研究会を町長・議長・副議長で組織し1年にわたって11回の研究会を開催し、平成9年4月には各町関係者、県関係から選出されました27名の委員で構成する法定協議会を設置致しまして20回に及ぶ協議を重ね合併実現に向け取り組んで参りました。

また、合併と同時に市にしてほしいとの意見が多くの方から出て参りまして、何とか合併時に市にできないだろうか、地元の熱き思いを貝原県知事様、衆議院議員であります谷先生をはじめ関係各位に訴えて参りました。その結果、合併特例法の一部改正が行われ人口要件5万人を4万人に緩和する法律が谷先生を中心に議員提案により成立されたところでございます。こうして本日、合併・市制施行で篠山市が誕生致しましたことは、この間合併協議を暖かく見守って下さいました住民各位、また特段のご理解をいただきました議員各位に深く感謝をいたします。

『篠山市』の誕生は平成7年に合併特例法が見直され、さらに合併特例法の一部改正により、合併しようとする市町村の人口規模がに4万人で市に昇格できる法律が施行されて以来初めて誕生する名誉ある合併・施行でございます。文字通り、これから、国が推し進めようとする地方分権の担い手として、大きな期待が寄せられているところでございますし、また、合併先進地として全国的にも注目され、今や全国から合併協議を行おうとする80におよぶ自治体関係者が篠山の地にお越しをいただいているところでございます。こうした意味でも、法律改正後、初めて誕生する『篠山市』には、他の自治体の範となる先導的、歴史的使命が課せられているものと自覚をしなければならないと思っております。

いよいよ、本日から篠山市がスタートするわけでございますが、長引く景気の低迷や自然災害により、先行き不透明の今日、合併と共に膨らむ新しい文化、各地域固有の文化に光を当てながら、市民の英知を結集し、希望を持って、誰もが住んでよかったと思えるようなふるさとづくりに邁進していく所存でございます。

本日、ご臨席いただきました、来賓の皆様方、そして多紀郡4町の今日を築いて来られました先人、諸先輩の皆様方に新生『篠山市』の発展のため今後とも倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、また、本日のご臨席に対しまして感謝を申し上げます、はなはだ粗辞でございますが、式辞とさせていただきます。

## (2) 事務引継

- ・篠山市福祉事務所設置に伴う県から市への福祉業務の事務引継
  - 1 日 時 平成11年4月1日(木) 13:35~13:45
  - 2 場 所 篠山市役所3階応接室
  - 3 出席者 知事、丹波県民局長、健康福祉部次長、社会援護課長、  
市町振興課長  
市長職務執行者、総務部長、保健福祉部長、同次長、  
社会福祉課長
  - 4 内 容 引継書署名、交換
  
- ・前4町長及び広域行政管理者から職務執行者へ事務引継  
立会者 総務部長、政策部長
  
- ・前4町及び広域収入役から収入役職務代理者(出納室長)へ事務引継  
立会者 総務部長、政策部長
  
- ・前3町教育委員会教育長から新教育長へ事務引継  
立会者 教育次長、総務部長、政策部長



福祉業務の事務引継(県知事から市長職務執行者へ)